

令和6年9月17日(火曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	濱村美香	2番	山本牧夫	3番	澳本哲也
4番	宮地葉子	5番	宮川徳光	6番	浅野修一
7番	水野佐知	8番	欠番	9番	山本久夫
10番	吉尾昌樹	11番	小松孝年	12番	矢野昭三
13番	矢野依伸	14番	中島一郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	佐田幸
環境政策室	宮川智明	健康福祉課長	野村晃稚
農業振興課長	斉藤長久	まちづくり課長	徳廣誠司
産業推進室長	秋森弘伸	地域住民課長	河村美智子
海洋森林課長	今西和彦	建設課長	河村孝宏
会計管理者	國友広和	教育長	宮川雅一
教育次長	岡本浩	監査委員	松田博和

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山崎あゆみ

令和6年9月第10回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和6年9月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：6番から9番まで）

## 議 事 の 経 過

令和6年9月17日  
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願いを致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

おはようございます。

4日前ですか、土曜日の朝、ちょっとしたことで腰をぎっくりさしてまして、お見苦しい点が多くあると思いますけれど、ご了承下さい。

では、通告書に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、1問目ですが、このGIGAスクール構想についての一般質問は、この取り組みが始まったころの、平成3年6月定例会に同様の内容でしております。そのときには、この構想が動き出したばかりということで、まずは使ってみてからという全体的な印象でした。

GIGAスクールの目的としましては、今後はさらにGIGAスクール構想の真の目的である個別、最適な学び、共同的な学びにつながる効果的な追求をしていかなければならない。そういった、大きな目的に向かってやるということでした。それから約3年が過ぎました現時点での状況を、ほぼ同様の質問内容で問うものです。

では、通告書に基づきまして1番、学校教育について。

学校教育について、令和2年度、3年度において、全国の教育現場に高速大容量の通信ネットワークインフラを整備し、小学校、中学校の児童生徒のパソコン環境を整え、現代の変化が激しい時代を生き抜くために従来の一斉教育だけでなく、子どもたち一人一人に最適な教育を実現するとしてGIGAスクール構想による整備がされ、こんにちに至っております。

この状況下、以下を問うとしております。

まず、カッコ1として、GIGAスクール構想の進捗状況は、としております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

おはようございます。

それでは宮川議員の、GIGAスクール構想の進捗状況はの、ご質問にお答え致します。

文部科学省では、Society5.0時代を生きる全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠との観点から、GIGAスクール構想を推進し、令和3年4月から、全国的に、義務教育段階の学校において、児童生徒の1人1台端末及

び高速容量の通信環境の下での新しい学びがスタートを致しました。

黒潮町における GIGA スクール構想による小中学校の環境整備におきましては、令和2年度から具体的な取り組みを進めており、ハード事業である機器の整備は、令和2年度に、小学校にタブレット端末の配布、全校の情報通信ネットワーク環境の整備、令和3年度に、中学校にタブレット端末の配布、全校に Web カメラ、マイクスピーカー、計 16 台の整備。全校にプロジェクター計 25 台の追加整備。追加整備と申しましたのは、プロジェクター32 台は GIGA スクール構想開始前から整備されておることによるものです。

そして、令和4年度に、全校に配信用パソコン計 40 台の整備を行っております。

これまでに要した機器の整備の総事業費は 8,607 万 1,700 円となっております。この金額には、令和3年度に整備したプロジェクターの5年間のリース料も含まれております。

これらの事業費に対する特定財源と致しましては、公立学校情報機器整備費補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金および、地方創生臨時交付金を活用し、補助総額は 5,003 万 2,600 円となっております。また、ソフト事業は、令和2年度に、GIGA スクールサポーター配置支援事業として情報機器の初期対応、運用方針学校個別方針の提案、端末等の使用後によるルール作り、教職員の操作研修の実施を行い、令和3年度からは ICT 支援員配置支援事業として、教職員、児童生徒への操作支援、ICT を活用した事業支援、提案、情報機器の設定管理を行っております。

令和5年度までの総事業費は 3,333 万 6,875 円となっております。この事業費に対する特定財源と致しましては、公立学校情報機器整備費補助金として 408 万円となっております。

令和3年度からは補助金ではなく、地方財政措置となっておりますが、令和4年度の一部の経費が公立学校情報機器整備費補助金の対象となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

ただ今いただいた答弁は、何いいますか設備の導入とかいったものに対する主な答弁だったように聞こえました。

中では、先生とか児童生徒に教えていただくというか、そういった ICT 支援員さんですかね、そういったことも含まれておりますが、そういう体制、設備的な体制が整ったというのは理解できましたけども、その後段のですね、その端末、タブレットなんかを使用して、どういうふうな町の方向性、目的といったものがあって、それに対してどういうふうに進んでいくかというようなところが分かれば、教えてください。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮川議員の再質問についてお答えを致します。

事業の内容につきまして、先ほど私は新たな学びという言葉を使わせていただきました。新たな学びということにつきましては、これからの社会は単にデジタル化ではなく、教員が教えなければ子どもたちが学べない、学ばないという考え方から、子どもたちは有能であり、環境さえ整えておけば自ら学ぶ力を持っているという、新たな価値観に立った学びです。

新たな学びの中で、何がどのように変わってきているのかということでございますけれども、大きく 3

つのが変わろうとしております。変わってきております。

1つは、友達の考えとつながることができることです。授業ではもちろん、ほかのクラスやほかの学校の友達ともつながることができます。

2つ目は、時間を超えることができることです。クラウドがあれば、いつでもどこでも自由に宿題や課題研究などに取り組むことができます。

3つ目は、考え方が見える化できることです。友達の考えを授業で参考にしたり、考え方へのアドバイスや賛同を得ることなどで、学習の意欲を高めることができます。

ICTを使って、授業中にこのように今までにない事業の内容、個別で考えたり友達同士と同じ考えの友達同士とつながったりして事業が展開をされております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

当町の目標といたしますか、そういったものも答えていただきました。

進捗状況、はい、小さなことは2番の方で問うようにします。

ということでカッコ1は終わります、カッコ2の方へいきます。

現状の課題と対策は、としております。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮川議員のカッコ2、現状の課題と対策はのご質問にお答え致します。

GIGA スクール推進に係る課題として、2点挙げさせていただきます。

まず1点目として、当初からの課題となっております真の目的である、個別最適な学び、協働的な学びにつながる効果的な活用方法を追求することです。このことにつきましては、黒潮町では、ICT 支援員を外部委託し、事業における ICT 機器の効果的な活用の提案や支援を行っています。

また、教師主導による同じ内容、方法、スペースで進める一斉授業から、児童生徒が学習方法を選択、判断する複線型授業へ転換していくことが求められますので、教員の新たな学びへの指導力向上が課題です。こちらにつきましては、研修を通じて事業改善を進めておるところでございます。

2点目と致しまして、機器の整備の課題がございます。タブレットの最低スペックの基準が更新されていますので、令和7年度に指導者および、全児童生徒のタブレット端末について更新となります。指導者用のタブレットの費用は、市町村で賄わなければなりません。

また、児童生徒のタブレットの更新につきましては、補助事業を活用しての対応となります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

課題の中でですね、前回やったときも先生、教える側の方で、その ICT の端末に不慣れな方がおいでるような話で、そういった方への対応として指導いいですかね、その方の協力をいただいたという話でした。

そういったところの問題とまではちょっと言いづらいのですが、先生に絞って、何か課題的なこともあれば教えてください。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

教える側の不慣れな先生もいらっしゃるということは先生の個人差もございまして、それぞれにあります。ICT 支援員につきましては、単に先生から質問されたことに答えるだけではなくて、学校を回っていただいて、その授業の中で気の付いたことを ICT 支援員の方から、先ほどの授業でこういった内容でタブレットを使うとこういう展開ができますよ、という提案を先生と、それから校長先生の方にもさせていただきながら、それをどのように今後展開していくかということは、学校で協議をされていくわけなんですけれども。

どうしても完全に ICT の使い方が全く一緒ということにはなりませんけれども、そういった形で、不慣れな方につきましても、分かりやすく、取っつきやすく使ってみようという形で、体制を整えるようにしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

スタートしてから3年ぐらいたったわけですが、当初、3年、スタート時点では、かなりパソコン操作が苦手な先生がおいでたんじゃないかなというふうに、私は思っております。それが ICT 援員さんなんかの指導を得て、ある程度改善をしてきているんじゃないかなあという、その改善の度合い、そういったものが分かればいいなというふうに思っている質問です。

なかなか年を重ねた方がパソコン苦手な方ですね。そういう方は新たに、ちょっと例が悪いですけども、児童生徒なんかはもう、そういったパソコンの技術なんか、字が読めない子どもなんかでもパソコン結構使い回すというような状況もありますので、そういった意味、生徒が先にいってしもうて、先生がそこでじっとしているようなことでは、教える者と教えてもらう方の立場がちょっとどうかなのというのがあっての質問です。

もう一回確認しますけども、現状、そういう使えない先生なんかの状況をどのように把握されていますか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

具体的な数値で把握しておるものではございませんけれども、校長会等で ICT 支援員の活用について委託をしている委託先の事業者から活用状況を聞きながら、苦手な先生のタブレットの使用開始であったりとか使用の状況も、話を聞きながらしております。

それを具体的な数値にはまとめておりませんが、しっかりと子どもたちは先生によってタブレットを使わないとこういうことがないように、環境づくりを進めておるところでございます。

先生につきましては、どうしても子どもの方がタブレットに慣れているということは、現実的にはあると思います。授業の内容を教えるのは、やはり先生です。タブレットに子どもの方が慣れている場合は、ぜひ子どもたちにそのタブレットを友達の使い方はその友達同士で教え合って、授業の内容はしっかり展開していただくよう、お話をさせていただいておるところです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

今、答弁を伺っております。先生の何といいますか理解度の高まっていく様子を、もちろん数値的に表せるものではないと思いますので、それはそれでええがですけども、支援員さんの判断みたいに、私は取ったところがちょっと気にかかるのですが。

学校の中で見ればすぐ分かるいうか、ちょっと言葉が軽率ですけども、学校の中でその進捗具合を見るような話にはならんもんなんでしょうか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

それでは宮川議員の質問にお答え致します。

まず、支援員の方からご指導いただいた内容につきましては、全てその業者の方からですね、こういった問題があると、それについてこういうお答えしたということ、全て見える化しておりますので、そのことによりまして情報共有をして、それぞれの学校でですね、また新たな取り組みを展開という流れになるかと思えます。

以上でございます

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

では、ちょっと質問を変えますが。

前回の一般質問の折にも、パソコンとかタブレットの画面の目への悪影響を私はちょっと心配をして、伺いますか、すごい小学校の低学年と思われるような方が結構、眼鏡をかけておいでの方が見られます。

それ、原因は全然、私は掴んでないんですけども、今、小さいときからタブレットの端末を見るとか、そういったことが1世代以前のときと比べて格段に多くなっておりますので、そういったことも影響しているのかなあというふうに漠然と思っている質問ですけども。

目への悪影響について、教えて下さい。どのように考えているか教えてください。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

GIGA スクールが開始した当初の段階でも、このことが懸念されるということでもございました。一定、そのことについて開始をしてから、全国的な調査や見解が出るものではないかという、その当時は想定もし

ておったところなんですけれども、現在におきましては、画面を長時間見ることによる視力等、あるいは姿勢等への健康への影響ということにつきまして、学校保健統計調査結果というのが出ております。裸眼の視力が1.0未満の児童生徒の割合というのは、調査開始の昭和54年から一貫して増加傾向にあるということが報告されております。

このような状況を踏まえまして、文科省では、児童生徒の視力低下の実態を把握するため、令和3年度から5年度において児童生徒の近視実態調査事業を実施しております。

公表された内容に、GIGAスクールに特筆している箇所は見当たりません。

子どもの生活環境そのものが変化していることから、子どもの目の健康を守るために、野外活動や長時間近くを見続けられないことなどの推奨をしておりますので、各学校に周知を図っておるところです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

この、目の悪影響につきましてはその当時、3年前ですね、私はちょっと紫外線という意味でブルーレイという言葉を使ってブルーレイカットというふうな表現をしたのですが、答弁では、ブルーライトカットというような答弁だったと思います。

このへんについては、どのようなお考えですか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

ブルーライトのカットにつきましては、やはり太陽の光に近いので、見ていると脳が錯覚をし、就寝前にそれを見続けると寝つきが悪くなるという問題等が懸念をされております。

黒潮町での端末の利用制限につきましては、黒潮町のインターネットの接続の制限の設定時間を、小学生を22時、中学生を23時としております。

高知県教育委員会、高知県小学校PTA連合会が規則正しい生活を送るために早寝早起き朝ご飯について、家庭で取り組みましようとしている時間帯は、小学校低学年は21時、高学年は22時、中学生は23時となっておりますので、こちらに一定準じたものの時間の設定をして、家庭での利用を、町として制限できるところについては設定をしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

目の悪影響ということで、質問しています。

じゃあ、端末機から目に悪影響があるものがまず出ているか。

出ているとしたら、それにどういう処置をしているかというところを教えてください。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

令和3年度に、ブルーライトのことについてご質問をいただいております。このときに、持ち帰りの関係で保護フィルムシートを張っております。この保護フィルムシートで、一定はそのブルーライトのカットの効果があるということで報告をさせていただいておりますけれども、そのブルーライトがどこまでカットできているかといった数値は、持ち合わせてはございません。

それから、全国的な資料の中でパソコンのブルーライトによる影響という資料がこちらの方にはございませんので、以上の報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

以前と、3年前と同じような答弁と思いますが。

例えばですね、私も老眼の関係で眼鏡をかけていますが、この眼鏡を作り眼鏡屋さんに行くと、ブルーライトカットをしますか、とかいうような1枚何か貼るか何かの細工を勧めてくれるがですけども、そういうこともあっての質問です。少しでも、子どもたちいますか、その端末を使う人たち、私はその大きな意味で言えば、この庁舎内、住民の方も含めてそういうこと、知識があるかないかで結果は大きな違いが出てくると思います。

この学校の関係は、ある情報を得るためにある。学校の中で端末を使う時間が、そんなには多くないのかなというふうに思いますけども、話はちょっとそれですけども、ここの役場の職員なんかにすると、ほとんど1日中パソコンとにらめっこされている方も多んじゃないかなと思ひまして、そういった、ちょっとしたところで続けていって、大きな差が出てくるようなところにも気を配っていただきたいなと思つての質問です。

では、ちょっと質問変えます。以前も質問しましたが、今、個別最適な学びの手段といえますかそういう意味合いがあるとのことでしたけども、在宅、学校へ現状来られていない、在宅とか、ちょっと名前が出てきませんが、そういった学校へ行かれて、よう行かない方が利用する学級のな所。そういった所へのこのGIGAスクール構想での対応ですね。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

学校に来られずに家庭にいる児童生徒、また校内の適応指導教室にいる児童生徒、くじらる一むに通う児童生徒に対して、インターネットで授業の様子を配信して、その授業を子どもたちが画面を通して視聴できる、授業にタブレットを通して参加できる環境というのは、つくっております。

ただ、利用は少しはありますけれども、多くの児童生徒がその方法を利用しているという状況ではございません。やはり、学校に来られずに、また授業に入れずにという子どもさんの中には、なかなかその雰囲気であったりとか、個別に先生が対応することが必要であったりというケースが多くありますので、利用については少ないですけれども、ご利用いただいているということもございます。

環境を整えて今、実施をしておりますけれども、そういった事業以外にも、高校の説明会や文化祭の様子などを配信、そして、デジタルAIドリルなどを行って活用しているという状況がございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

行事なんかの周知とかいったところになると聞いてましたけれども、それ以外に、何かそういう現状、まあ学校においででないような児童生徒に対しての働き掛けの点がちょっと聞こえてきづらかったのかなというふうな印象があります。

そういったところの取り組みは、何かありましたら教えてください。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

学校に来られなくなる場合の手前に、まず教室に入れないということが生じてきますので、そういった場合には、校内の適応指導教室を活用していただいているところです。児童生徒には、いろんな事情でそれぞれの個別な理由が生じて、校内の適応指導教室であったり、くじらる一むに通うという状況になってきます。

そうした場合に、常に教育委員会の方もそうなんですけれども、長期の児童生徒の休みが生じていないかということは教育委員会でもしっかり把握しながら、その児童生徒への対応はどのように行っているのかということは確認しながら、学校とも連携して進めておるところです。

学校におきましても、授業になかなか入れなくなってきた子どもさんについて、適応指導教室に行くのか、それともくじらルームに通うのか。細かな児童生徒、家庭と連絡を取りながら進めておるところでございますので、そういったイベント、それから個々の案内なんかにつきましても、個別にしっかりと情報を提供しながら、こういった形で参加できますよ、こういった形で視聴できますよという形をとっておりますので、児童生徒、保護者への連携は、しっかり取れておると考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

では、今、端末機はオンラインになってると思いますんで、ネットの利用の制限ありますか、そういったことについてちょっと質問します。

1つは、学業以外で、ちょっと思いつくのはゲームとかいったことに、そういったことへの対応はどのようにされておりますでしょうか。

そういったことは、いい方法でなくて悪い方向にいく可能性も大きいところがあると思いますんでの質問です。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

オンラインでつながる、インターネットでつながるゲーム等につきましては、アプリを制限して入れて

おりませんので、そういった形での利用はないものだというふうに考えております。

ただ、オフラインではいろいろな形で使用ができますので、できるだけそういったところにつきましては、タブレットの持ち帰りのルール、それから学校での利用のルールというものを、学校の方で決めて周知しておりますので、そういったところを周知徹底することで進めていきたいと、いうふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

オンラインの場合は、制限をかけておられる。で、オフラインの場合ということは、自分でアプリを買ってきて入れて楽しむとかいう意味じゃないかなというふうに、私は取ったのですが。

このオンライン、オフライン、その制限がこれで間違いなしはちょっと厳しいですけど、かかってくるとか、逆に言う、かかるかかからないかということが一つと、その約束を、ルールを破ったときに、分かるか分からないかとかいうような、その確認方法的なところはどのように考えてますか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

オフラインで行う作業につきましては、なかなか把握が難しいところはございます。

そういったことにつきましては、学校と家庭との連携を密にしながら、今進めておるところというところになっております。

これまでも、どうもかなり学習で使っていないという情報なんか収集できた場合には、ご家庭と児童生徒に話をしながら、児童生徒にはしっかり指導してきたという事例はございますけれども、そういったことにつきましても、これからしっかりと研究していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

オンラインの場合はゲームで楽しい時間を過ごすとかいうふうなことであればいいのですが、よく告知端末でも流れますけども、詐欺というのがネット上では多くありますので、そういったことも踏まえてぜひ、そういった悪いものに引っ掛からないといったようなことも、しっかりと考えていってあげてください。

では、1 問目は以上で終わります。

2 問目ですが、2 問目は行政運営についてということで。

松本町長が、1 期 4 年をもって職を退かれるとのことを受け、残念な気持ちが大きいです。

この 4 年を振り返ると、2060 年、町人口 6,800 人を目標とした町の総合戦略に基づき、人口増に向けての諸課題に取り組んでいただいております。

そういった中、2021 年令和 3 年 6 月には、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロを目標とした、ゼロカーボンシティ宣言をしております。

これに伴いまして昨年、令和5年4月に、環境省による脱炭素先行地域に採択され、全国に先駆けて種々の事業に取り組んでいる中、以下を問うとしております。

これはいろいろ、ゼロカーボンシティとか脱炭素先行地域とか、個別な文言が出てきてますんで、そちらへ特化した質問の方に取られたかもしれませんが、そうではありません。全体的な質問でございますので、ご理解ください。

1番としましていいですか、1番のみの質問ですが、今後の町政への引き継ぎの重点事項は、としております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の、今後の行政運営についての引き継ぎ、重点事項についてのご質問にお答えしていきたいと思っております。

今後の町政への引継ぎの事項につきましては、基本的には、現在進めています黒潮町総合戦略に基づくものとなります。引き続き、2060年に人口6,800人規模の町を維持するための施策の充実について、となります。

その重点事項としては幾つか取り上げてみますと、

1点目としては、子育て支援事業に関すること。

そして2点目としては、全ての政策に関連する四国横断自動車道に関するさまざまな事業に関すること。

3点目としては、事前復興まちづくりなどの安全な住宅地の形成が課題となる、令和35年度を目標年次とした黒潮町南海トラフ地震津波防災計画、長期計画部分に関すること。

4点目としては、農業、漁業などの町の基幹産業における後継者育成事業に関すること。

5点目としては、福祉医療基本計画に基づく事業に関すること。

6点目としては、教育基本計画に基づく事業に関すること、などになります。

また、黒潮町デジタル化推進計画に基づく事業に関することとか、黒潮町地球温暖化対策実行計画に基づく脱炭素先行地計画に関する事項については、新たな時代の変革期に対応する事業として引継ぎをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

答弁をいただきました。

松本町政いいですか、その関係につきましては、今月9月定例会の一般質問でトップバッターの山本久夫議員が町政についてと致しまして、4年間を振り返って町長として感じるものがあればとの質問されております。それからまた、一般質問の初日の5番手でありました矢野依伸議員も、4年間の行政課題の取り組みについてとして、この4年間の総括的な意見を聞くといった質問がありました。

今、答弁していただいた8項目でしたね。それくらいの答弁がほぼ、このお二人の質問の答弁の中に入っていたように聞きました。

通告書にも書いて、今読み上げましたけども、1期4年だけでというところが非常に大きなことをどん

どんやっておられたのになあということで、残念な気持ちがしております。

あとですね、そういった、今の答弁は事業面のことが主だったと思いますが、職員さんに向けての何か引き継ぎいいですか、職員さんに引き継ぐことではないと思うんですけども、何か述べたいことがあれば教えてください。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

職員に向けての思いというか、引き継ぎについてどうお考えかというご質問でございますけど。私自身が職員の出身だったので、それについてさまざまな思いがございますけれど、よく職員の採用の面接のときに、よく私が言ってるのはですね、まず、この町を好きになっていただきたいというふうにまず言っております。

そして、自分の経験を通して、町の職員の仕事というのは自分の一生をかけて、それで十分足る大切な仕事だということも伝えております。

そして、よく言うのは、知恵こそ無限の資源なりという言葉を私よく使うんですけど、知恵こそ無限の資源だから十分それを使ってくれ、というふうなことを言っております。

さまざまな思いはあるわけですけど、まあ大きくまとめればそういうことでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

そうですね、町を好きになってほしいというのは、いいことだと思います。

あと、私がちょっと期待したのはですね、法令順守ということでちょっと何回か質問させてもろうたのですが、そういった町の職員としての立場上、その職員の立場上というか、職員に向けての法令順守の考え方というものももし言いたいところがあれば、お聞かせください。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

当然のこと、法令順守、そして全体の奉仕者、そして、住民福祉のために全力をかける。これはもう言うまでもなく、公務員としての基本中の基本ですので、そこは十分、これからも仕事をする上でしっかりとさせていただくということは、もちろん伝えていきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

法令順守は職員の基本中の基本ということで、私も全くそう思います。

何いいですか、基本中の基本として守るべき法令順守の、法令というものです。そこについて、町の職員が守るべき法令というのはどのようにお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

法令というのは日本国憲法から町の条例まで、全て含めての意味でございます。

当然、公務員であれば地方公務員法、そして自治体の職員では地方自治法、さまざまな身近な法令がありますので、それについてはその内容を熟知して、そしてしっかり勉強して業務に生かしていかなければならないと思っております。

いろいろ言えば、ご質問の幅が広いですので時間を取り過ぎると思いますので、以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

答弁にありましたように、質問の内容がちょっと広過ぎて答えにくかったかなと反省します。

では、ちょっと絞って考えをお聞きしますが、今、憲法から条例までというような言い方をされて、例えば、町の条例で、決まっている、条例があります。

それから、例えば、その周囲に地方自治法とかではなくて、ほかにいろんな法令があります。例えば、商法もあります。そういったものが、例えばですけど行政と商法との兼ね合いで、条例で定められていることが私は優先すると思うがですけども、そこはどのようなふうにお考えですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

質問がいろいろ、こう深くなってきたわけでございますけれど。さまざまな法律があって、そして町の条例があって、もちろん県の条例もあって。それから、町については規則規定もあるわけでございますけれど、それぞれの関連というのはいろんなパターンがあろうかと思えます。それでもなかなか解決できないところがあります。それは最終的には裁判になってくるわけでございますけど、さまざまな判例もですね、やはり参考にしながら、さまざまな業務をしていくような場合もあろうかと思えます。

質問がですね、非常に難しい質問になってきましたけれど、ただ町の場合もですね、全町的に法務に関する知識。これは、うちの今の場合ですと、うちの総務課中心に法務の部署があるんですけど、そちらの力量も、町として今後高めていかなければならないと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

今の、ちょっと最後の一般質問であまり取り上げることはなかったかもしれませんが、この4年間でちょっと私、引っ掛かったところの質問で、そういう意味で取り上げました。

というのは、条例で決まっている内容について、商法でこういうふうなルールがあるからいうて、その町の条例よりも効力があるのか、そっちの方を優先するというのは、私はあってはならんことやと思いますが、という意味合いです。まあ、あまりくどくなりますのでやめますが。

あとはですね、ちょっと思いついたことを言いますが、議員は年度内に1回、コロナの関係で何年か中止になりましたけども、5年度分を、今年の1月下旬に岡山県の奈義町へ、子育て支援のまちということで行きました。何を言いたいかといいますとですね、その庁舎の玄関に横断幕じゃないですね、垂れ幕。大きな垂れ幕が3本ほど掛かっていまして、子育て応援宣言の町という小さなあれがありまして、子育てするなら奈義町でというのと、隣に、子育て応援宣言の町ということで、こどもまんなか応援サポーターという垂れ幕が掛かっていました。

以前、この庁舎が高台へ上がってくる前の庁舎ですね。そこには結構、横断幕とか垂れ幕があったように、私は記憶しているんですが、こういったもの。

もう一つ付け加えますと、6年度の県外研修として8月上旬に島根県の邑南町。今、黒潮町が取り組んでおります脱炭素先行地域の研修に行ってきましたけども。脱炭素ではないですけども、玄関脇に邑南町民憲章という看板が大きく設置されていまして、そういったものは町民へのアピールとしまして、すごい有効。また、町民へのアピールだけでなく職員、それから町長自らの取り組む姿勢への後押しする力になろうかと思えます。

そういったところは、どういうふうに考えますか。次のところへ、いい方向になればということで。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは再質問にお答えしていきたいと思えます。

庁舎へ掛ける横断幕等の効果を検討しては、というふうなことだと思うんですけど。私の町長になって4年間、主にコロナの時代で、あんまり明るい話題がない時代でございまして、横断幕を張るようなことが少なかったと思えます。

高知市なんか今、オリンピックで活躍された選手の横断幕を大きく掲げておりますけど、非常にいいことだと思います。

そういうふうな、町民全体で喜ぶこと、そして町民全体でアピールしていくことがあればですね、やはりそういう、おっしゃったような方法は非常にいいことだと私自身思っておりますので、またこれは引き継ぎのときにもですね、そういうご意見があったということをお伝えしていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

趣旨としてはですね、町が今、例えば脱炭素とかですね、そういった大きな事業に取り組んでいってる。それを町民が見て、あ、こういうこととかいうふうに、町の取り組むことはそういうものを使ったらいいんじゃないかなというふうに思っの質問です。

ちょっと、もう一点だけ質問しますが。

先のお二方の質問の中で、矢野議員のときでしたか、空想(もうそう)をカタチにという話が出ていたが、その中で、何か教育上という言葉でしたかね。問題という言葉までは当てはまらないかもしれませんが、そういった面があるような話でした。私もこの話を聞いた当初、ええ、というふうな印象でした。あまりいい印象ではなくって、空想(もうそう)という言葉自体が、対する反発いうか、そういうものがあつたんですけども。

改善すべきところは改善した方がいいかなというふうに思っの、今の質問です。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは再質問にお答えしていきたいと思ひます。

空想（もうそう）をカタチにする町という、少し今議会でも説明を一部させてもらいましたけれど、この件につきましてはですね、もともとと言いましたように企業版ふるさと納税に全国に公募するとき、どういふうなインパクトを持って町が迫るか。戦略として1年間、町の若い人たち、高校生も含めてその人たちに集まってもらってワークショップしてもらいながら、町のデザインのアドバイザーをしてもらっておる梅原真さんという方の力も借りながら、最終的に作った言葉でございます。

ただそのときに、その後に庁内でいろんな部署で議論をしていく中でですね、やはり例えば、福祉医療の部分で妄想という言葉、これはなかなか使いづらいと。実際難しいという議論がありました。

それから、教育の部分。これは空想（くうそう）という字を書いて、感じでは空想という字を書いてルビでもうそうという表現なんですけど、やはり教育のまだ小学校、中学校の中で、そこは理解し切れない部分もあるし、教育的に不適切な部分もあるということで、それは、そこは、子どもとしては夢と、空想とかで夢といいますよね、いいんじゃないか。これも現場の議論の中で出ました。

デザインしてくれた梅原さんの方もですね、やはりそういうことはしっかり修正していきましょうというふうなことで、今のデザインとしては、その3つのパターン。その使うところによって空想というところのルビを変えていくというふうな形を今、整えていることでございます。

やはり戦略的に打つときに、いかに相手にコミュニケーションを伝えていくかいうときですね、やはりデザインというのは非常に大切だと私は思っておりまして、実際この言葉を使っておったところですね、ある移住促進の東京のイベントで、名古屋の春日井製菓という大きなお菓子屋さんの会社ですけど、この言葉を見つけて、それだけで、今年の6月15日でございますけど、東京の方で、その会社が勝手に東京の中で黒潮町を応援するイベントというのをやってくれました。100人ぐらい集めてやってくれたわけですけど。そういうふうなアクションが生まれてきておりますので、なかなかそれはやはり通常の攻め方ではそういうところまで、町のいわゆる行き届かない。

例えば、南海トラフ地震のとき34.4メートルで、一人も犠牲者を出ないという強烈なメッセージがありましたよね。そういうようなところを、やはり戦略として考えていく必要があると思ひますので、その言葉というのは、これからもさまざまな議論を呼びながら活用していけばいいというふうに、これも引き継ぎをしてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

宮川君、発言残り時間が1分となっておりますので。

5番（宮川徳光君）

私がこの妄想（もうそう）、空想（くうそう）で、そのままじゃいけないかなぐらいの思ひで、結構、住民の方も、これちょっとやります。もう終わりますけども。

住民の方もですね、妄想（もうそう）。空想（くうそう）なら夢があるけど、妄想（もうそう）にはちょっと夢が。そのところをねらっての使ってると言われてるのは分かりますけども、町のイメージ。人が元

気、自然が元気とかいうような、そういう言葉とは若干違うなという意見も結構聞きますのでの発言です。訂正の方向というか、より良い方向に。

ごめんなさい、ちょっと元へ戻りますけども。

空想(くうそう)と書いてもうそういうて読ませたら、まだ漢字の習い始めの方は、それをくうそうと読むのかなあというふうにとられても、ちょっと厳しいところがあるのかなあというのも一つありまして、ちょっと今の質問したわけですが。改善いいですか、その都度、改善をしていきたいとのことですので、理解しました。

以上で、私の質問を終わります。

議長 (中島一郎君)

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、10時30分まで休憩します。

休 憩 10時 16分

再 開 10時 30分

議長 (中島一郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

4番 (宮地葉子君)

それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問を致します。

いつも夏場になりますと喉を傷めまして、ちょっと聞きづらい点があるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

今回は2問の質問を出しておりますが、1番の、交通弱者対策についての質問を致します。

カッコ1、私たちがいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるためには、交通対策が欠かせない課題の一つです。人の生活は、自分が移動したり、物を移動させたりすることなしには成り立ちません。車社会の現在は、元気で、自分が運転できる、または運転できる家族がいる間は問題ないのですが、その条件がなくなってきた人たちの暮らしを補うのが、公共交通です。

でも、地方では、都市部と違って公共交通にも限度があって、その隙間を縫って走るデマンドバスのような交通手段も必要になってきます。交通弱者対策は、地方では全国どこでも深刻で、必要性の高い課題の一つとなっております。

今回の質問は、地域公共交通活性化協議会が今年6月に開かれたと聞き、その点も踏まえての質問になります。

まず、カッコ1に、開かれた協議会で交通弱者の多い現状をどのように捉えているかを伺います。

議長 (中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは、宮地葉子議員のカッコ1、交通弱者の多い現状をどのように捉えているかにつきまして、お答えを致します。

少子高齢化や人口減少が進み、本町におきましても高齢者を中心とした運転免許証を持たない方が増えており、移動手段が限られている方にとっては、買い物や通院など、日常生活に大きな影響を及ぼします。

また、あったかふれあいセンターの生活支援や、家族に頼る方も多いと認識しております。

令和3年度に町が実施した住民アンケート調査では、回答した75歳以上の方のうち約半数が、今後5年以内には自分での運転が厳しくなると回答しており、近い将来への不安を抱えていることが伺えます。

今年6月に行われた黒潮町地域公共交通活性化協議会では、昨年度の町の事業の振り返りや、今年度の事業計画のほか、オンデマンドバスの運用についても協議がされました。

今後、交通手段を持たない方が増えてくることを想定した公共交通の在り方について検討を進め、路線の再編や利便性の向上に取組み、使いやすく、より身近な公共交通の実現が求められていると考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

協議会の方でも、5年以内にも不安があると。今後5年間たったら自分がどうなるか分かんないから不安があるとか、そういう近い将来の不安も高齢者の方は多く持ってるということで、どうするかということで、デマンドバスの協議とか路線の再編とか、そのようなことが言われたということでした。

そういう現状を捉えてですね、カッコ2の方にいきますけど。

公共交通は地域の大切な社会基盤を支えるツールではありますが、問題がたくさんあると思います。また、見えてきていると思います。

私は、それを行政だけで持続可能な公共交通を支えるのは難しい現実もあって、住民みんなで、我が事として支える認識も持たないといけないんじゃないかなと、ここ数年見ておまして考えたりします。

行政としては、問題点があるといういろいろあると思うんですが、主な問題点というのはどういう点だとして捉えてるでしょうか。

運転手不足だとか、いろいろ今までも質問の中で言ってきたんですが、その問題点の具体的な中身をどのように捉えているか、お答え願います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、宮地葉子議員のカッコ2、問題点があるとしたら主な問題点はどんなことかにつきまして、お答え致します。

現在、黒潮町には、自治体をまたぐ幹線として、窪川方面から佐賀駅を結ぶ路線と中村方面から入野駅及び佐賀駅を結ぶ路線があり、その幹線に連結する形で枝線が町内を走っております。そのほかにも、事前予約制のオンデマンドバスがエリアごとに運行しております。

バスの利用状況としましては、午前中の早い便は比較的用户者がいますが、日中になると少なくなり、中には利用者がいない便もございます。そのため、1便当たりの利用者数が少なくなるほど一人当たりの運行経費も高くなり、費用対効果の悪化につながります。

課題としましては、まず、提供しているサービスに対し利用者が少ないことと捉えております。その要因としましては、都合のいい時間帯に便がない、バス停まで距離があるなどのご意見があることから、利便性にあると考えます。

また、全国的にも高齢ドライバーが増え、公共交通の担い手不足といったこともございます。町内にタクシー事業者が少ないことも、課題の一つと考えます。

使いやすい運行形態への転換を図り、公共交通を身近なものとして捉えていただき、利用者を増やすことが必要と考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

この問題は、本当に必要なんですけど奥が深いといいますが、簡単な答えが出てこないというのは、今まで質問した中ではずっとあったんです。

それで一つに、問題点として今室長が言われたのには、利用者が少ないと。朝が割と多いんだけど、昼間はもう空で走ってるときもある。それは、利便性にあるというような問題もありました。

それで、いろんな問題は今までも挙げてきてあるんですが、大事なことは、この次の3番に入ってはいかなきゃいけません、工夫次第で、工夫といいますが何かを私たち手だてを考えて、少しでも利便性がいいように、住民が利用しやすいように、そして効率も上がるようにということも考えていかなきゃなりません。

それから、運転手不足をどう解消していくかというような、いろいろ問題はあると思うんですが、それは協議会で話されたのかどうかは、ちょっとそこは分かりませんが、

この3番の方が、この質問は大きなところで3番に移りますけど。そういう問題点を踏まえてですね、今後どのようにするかということなんです。

カッコ3ですね、外出が多い高齢者ほど、認知症や寝た切りのリスクが下がるといわれており、高齢者にとっては交通対策は欠かせない生活手段ですが、今言ったように交通対策というのはさまざまな課題を抱えていることも伺いました。

最初にですね、じゃあどういふふうな、どのように進めているのか。ありましたらですね、工夫の程度があると、工夫の、話されていて進んでいる面もあるかと思いますが、その点についてをお伺いします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、宮地葉子議員のカッコ3、今後どのような工夫がされ、新たな方向などがあるのか。どのように進めていくのか、につきましてお答え致します。

現在、北郷加持エリアとかきせエリアにて、オンデマンドバスを運行しております。北郷加持エリアでは1日5便、かきせエリアでは3便の定期運行としておりまして、事前に予約があった便のみ走っております。

両エリアに共通しますが、午前中の早い便については、通院や買い物を中心に利用者が比較的多く、日中から夕方にかけては少ない状況にあります。

町では、この利用者が少ない時間帯を活用して、運送の区域を入野周辺にまで拡充できるよう、バス事業者と協議を進めてまいりました。

また、今年度、両エリアで運行しておりますバス2台の買換えを予定しております。それに併せ、デジタル技術、AIを用いた予約システムの導入を計画しております。

このAI予約システムにつきましては、あらかじめ決められたダイヤがなく、予約の状況によって走るルートや迎えに行く時間を自動計算するもので、限られた人員においても効率的な輸送が可能となります。

運行エリアを広げ、利便性の向上と利用者の増を図りたいと考えております。  
現在、運行エリアの範囲や利用時間、乗り降りできるポイントなど、検討しているところでございます。  
今後、利用者への説明会や使い方教室などを計画しており、運行開始時期も含め、広報誌などで周知してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

今までとは違った方向性が、一定出てるんじゃないかなと思ったんですが。

これは、朝、夕方、割と多いけども、昼間の時間帯が空いてると。その時間帯を利用してバス2台を走らしていくというのは、今まではなかなか考えつかなくてそういうやり方してなかったんですけど。

これは今後ですね、すぐに始まるかどうか分かりませんが、どのようなルートを考えて。先ほどちょっと入野周辺って言われましたけど、どのようなルートを考えて、いつごろから始める予定なのか。もう、実際進める方に話が進んでるものなのか。

ちょっとお聞きします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

デマンドバスの利用者が少ないこととか、それから入野周辺の市街地ですね、ここにバスが運行してないエリアがあったということは、これまでも課題とされてきました。

なので、このシステムを導入することで、より効率的に運行させることを目的として、入野エリアでも乗り降りできるような、そういう仕組みに変えていきたいというふうに考えております。現在、準備を進めておりまして、年明け1月をめどに準備をしております。

また、その事前には、説明会とか乗り方教室なんかも必要かと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

入野近辺といいますか、その住民のニーズはすごくあって、要望といいますかありましてね、入野駅まで汽車に乗るんだけど、そこまで行くのが大変だとかそういう声も、バス停が遠いとかいろいろあって、デマンドみたいな走らないだろうか。

それから、役場がこう上に上がったので役場のバスを待ってるんだけど、1回来たらなかなか帰りが、バスが来なくて半日仕事になったとか、まあ病院もありますけど。そういうことがあったりしてですね、この中村のようにぐるぐる簡単に回るといふにいかないのかもしれませんが、割と人口密集地ですの、自分のところから入野の病院に行きたい、また買い物に行きたいと思っても、そういう交通手段がない人が大変不便をしてる。入野地域の人だけじゃそれはないんですが、入野市街地を走ってくればニーズもあるんじゃないかなと思うんですが。

今年の1月をめどに走らすと言いましたが、以前ですね、入野の市街地はこう回るという計画があった

んですけど、運転手がいなくて、いろんな問題があって頓挫してるんですが、これが実際再開といいますかやってくれるということは、住民にとっては大変ありがたいシステムだなと思うんです。

それで、入野区域といっても広いですけども、どの辺を大体予定してますか。

それも、ひとつお聞きします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致したいと思います。

現在、その乗り降りできるポイントなんかをいろいろ、詳細詰めているところでございます。

どこまでそのエリアを広げるかというのは、もう少し調整が必要ですのでこの場ではお答えすることはできませんけども、なるべく利便性の向上につながるようなところを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

錦野地域なんかもですね、すごく入野地域で、距離的に近くても坂道でしょ。だから大変だという声は、デマンドバスみたいなのが走らないかねっていう声は多々あるんですけど、そういうところもぜひですね、ルートに入れていただけたらと思います。

それから、説明会もするということでしたね。

そして、自分とも広げほしいという説明会になるのか、もうこれからあなたのところはここを走りますから、こういうふうにしてくださいってなるのか、それは今後のことだと思いますけども、使い方は今までどおり予約制でやっていくのか。そういうことも利便性の一つに、結構電話かけるのが面倒くさいとかいろいろあったんですが、バス停のこともあると思うんですけど。

そういうことも、詳しいことはじゃあ今後になっていく、ということによろしいでしょうか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致したいと思います。

予約のことにつきましては、これまでどおり電話でもできますけども、スマートフォンのアプリを使ったやり方を推奨しております。

これにつきましては時間とかは関係なく、どこからどこに行きたいとかいうことを入力するということだけで予約ができますので、そっちのスマートフォンも活用した予約の仕方っていうのを順次推奨していきたいというふうには思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

だんだん進みますよね、時代とともに。

以前、スマートフォンっていうことはね、ちらっと話が出て、使う人がなかなかいないから大変じゃ

ないかっていう声があったんですけど。

それでは、説明会の中にそのスマートフォンの使い方も説明になるのかなと思うんですが、そういう説明会は今、入野地域、入野市街地の話をしましたけど、全体にスマートフォンで呼び出してやったら、うちの方を回ってもらいたいなっていうこともあるかもしれませんが。

今は、町全体に説明会をして広げていく計画というのは今後もあるでしょうか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回、入野エリアで導入していきまして、その利用状況とか効果とか検証しながら、今後どのように展開していくかっていうのは考えていきたいと思います。

利用者の方とか、それからバス事業者の方の意見も聞きながら、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

一定の兆しが見えたといいますか、そういう方向で一つはやっていただくということは、大変住民にとってはいいいお話だなと思っています。

それで説明会なんかかもですね、町内全域に広げていってほしいなと思います。

それですね、ちょっとその話と少しずれていきますけど、この交通弱者対策っていうのでですね、2年前ですけど、前回質問したときですね、黒潮町地域公共交通計画っていうこういうパンフレットが出まして、確か全戸配布だったと思うんですけど、このような冊子が配られております。大変良くできた冊子でして、住民の中にこれが浸透してもらえたらと、私も期待をしたものでした。

この冊子に掲載されてるのは、22年から27年の5年間の計画が設定されてるんですが、ここに書かれてるのはなかなか、まあ計画ですからいろいろあると思うんですけど、今のスマートフォンを使った、それから一つのエリアをもって走らせていくことと同時にですね、全体的にも走らせていかなきゃなんないのと。

私、すごくここで思ったのは、最後のページにありますけどね、地域の住民の皆さんにも役割がありますと。これも私、一つの話だと思うんです。利用する人も、デマンドバスなり公共交通なりをよく理解してやっていかないと、持続可能な公共交通はなかなか続けていきづらい。

ここに書いてあるのがですね、自分から体力のあるうちから利用に慣れておくと。バスとか汽車とか、公共交通ですね。いつも車に乗っていると、もうバスに乗るの面倒くさいしおっくうですから、なかなか自分がはたと免許を返したときに、面倒くさいなと思うんですけど。これに書いてあるのは、体力のあるうちから利用に慣れておくとか、それから、公共交通を便利に育てていくとかいうのがあるんです。いい言葉だと思うんですけど。

こういうものがせっかく配られてはいるんですが、説明会などで今まで2年間の間に活用されたことはどうでしょうか、ありますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

このパンフレットに書かれている移動手段というのが、自動車だけじゃなくって、公共交通も含めて考えていきましょう。それから、今は運転できるけど、将来、運転できなくなったときのことも考えて公共交通を育てていきましょうという考え方につきましては、今後も広めていきたいというふうには思っております。

これまで説明会、意見交換会の中では、公共交通の使い方の教室みたいなことなんかはしてきておりまして、また、高校生、大方高校の生徒にもこういうことを知っていただきたいというふうに考えておりまして、ワークショップなんかも開いたりとか、そういうことを実施していっております。先日も、大方高校でワークショップを開いて、黒潮町とかの公共交通の課題は何でしょうかということなんかと一緒に考えていただいております。

高校生とか学生にも、ぜひ使っていただきたいというふうには思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

私も今は車で動きますけど、近々、何年後か分かりませんが、本当に公共交通、またはデマンドバスは利用しなきゃならなくなると思うんです。

そういう不安は住民の間に入っていきますと、うちの方もあのバス来んがやろかとかいうのはずっと以前から聞いてまして、質問をずっとしてきたことだったんです。

それで、私、住民の中にこれを活用したことがありますかって言ったら、答弁はなかったんですけど、これをもっていうことはもう皆さん2年前だったらおうちにもなくて忘れてるかもしれませんが、そういう話はふれあいサロンでもいいしあったかでもいいし、いろんな集まりの中で時々していく。住民の間に。

そして、利用する地域、今、AIが使えるようになったとか、入野地域をこういうふうにするとかいう、そういう特化した説明も大事ですけど、全体的に公共交通を育てていくっていう説明というかお話、町からの発信っていうのは、今後も重要になってくるんじゃないかなと思うんですね。ぜひ、そういう説明会も積極的に広めていってほしいと思います。

もう一点ですね。

黒潮町のデマンドバスの利用率が、希望がある割には実際蓋を開けると、だんだん少なくなってきたんです。それが大きな課題にはなってるんですけど。

その一つにですね、四万十市と比べるとそのデマンドバスの利用率に違いがあります。四万十市の場合は、黒潮町とは人口が違いますから、それは違いがあって一定当たり前ですが、一番の違いはですね、利用者の行きたい病院、行きたい場所、買い物するスーパーとかありますが、そこにそのまま、デマンドバスに乗ったらそこにそのまま行けるわけですね。

ところが黒潮町では、四万十市の病院に行くのにデマンドバスで入野駅に来て、それで汽車に乗り換えてまた行くとか、またはバスに乗るとかいうことをしなきゃなりませんので、なかなかもうそういうときには、面倒くさいから病院のバスで行った方がいいとか、誰かに乗せてもらおうとか。デマンドバスがそういうところになかなか利用ができていく現状があって利用も少ないんじゃないかなっていうので、前回

の、2年前のときにも質問したんです。

それですね、それはこういう状況はおなじなんですけど、近年ですね、規制緩和っていうのが進んでますね。これが全てがいいとは思いませんけど、規制緩和がですね。この規制緩和が進んでいる段階で、他市町村へのデマンドバスの乗り入れとか、または連携ができるようにならないものかと、以前にも質問したんですけど、なかなか難しいとは言うておりましたが。

そのような状況の見通しというものはどうでしょうか。ないでしょうか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回走らせるデマンドバスにつきましては、他市町村への乗り入れというのは計画にございませんけども、幹線バスであったり、くろしお鉄道なんかには接続できるように使っていただきたいと思っております。

また、現在、国の方でも議論が進んでおりますライドシェアということにつきましても、民間のライドシェアであったり、自治体が行うライドシェアであったりということが緩和されていったりすることが議論されております。そちらの方も注視しながら、より利便性の高い組み合わせなんかができるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

最初にも言いましたけど、本当に交通弱者対策っていうのは、この人口が減少してる、高齢化が高くなってるという意味では、重要な課題の一つですよ。ぜひですね、これからも一定方向、一つの方向が今出されましたから、また工夫をしながら、住民もまた協力もしながらですね、公共交通が持続可能なように育てていけると。行政と一緒に育てていけたらと思います。

行政の方もまた、いろいろ住民のニーズに応えられるような工夫も、今後もまた続けていっていただきたいと思えます。

これで、私の1問目の質問を終わります。

それでは、2問目の質問に入ります。人権問題についてです。

最初に、訂正をお願いします。

カッコへのところですが、同対審が終了したがと通告書に書いているのですが、これは特別措置法のことです。

間違っていましたので、訂正をお願いします。

今回は質問時間を2問で60分取りましたが、これは3月議会の質問で時間が足りなくなって、答弁を一步突っ込んでいくことが、もちろん私の能力も足りないんですけど、一步突っ込んでいくことができなかったためです。

今回は、答弁次第では時間は短く終わると思いますが、よろしくをお願いします。

松本町長への私の質問は、これが最後になります。

質問した中で一番多かった人権問題で最後を締めくくることになりましたが、今回は、今までの総括的

な部分も含めながらの質問にしたいと思っています。人権問題には執行部との一致点もたくさんあると思うんですが、その点を確認し合うとともに、人権課題を一步進めて、希望の見える終わり方に近づけたらと思っていますので、よろしくお願い致します。

それでは、カッコ1番、町の人権への取り組みの方向を伺います。

よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、宮地議員の、町の人権への取り組みの方向のご質問にお答えを致します。

町の人権への取り組みの方向につきましては、日本国憲法を基本とし、黒潮町人権尊重のまちづくり条例、黒潮町人権教育推進計画などに基づき、黒潮町人権尊重のまちづくり条例の前文のとおり、町は、これまで人権教育及び人権啓発活動等により同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解消に向けて取り組んできたが、今もなお差別や人権侵害が発生しており、まだまだ多くの課題が残されている。

このような状況を踏まえ、これまで以上に人権課題の解消に向けた取組を行うという決意の下、人権尊重のまちづくりを進めていくこととするとしておりますので、この方向で取り組みを進めるものです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

人権条例に基づいて人権課題を進めていく。そういうことだと思います。

カッコ2にいきます。

3月議会で、人権についてと題していろいろ質問をしてきましたが、答弁について何点か伺いながら、人権課題への方向を見出せたらと思っています。

カッコイですね。

部落差別が完全に解消されていないとの答弁がありました。完全な解消とはどのようなことでしょうか。

私は、部落差別の解決は完全に解消される、つまりゼロになることではないと、今まで一貫して言い続けてきました。周りが、差別はいけない、そんなことはやってはいかん。そういう認識が高まって、人権の大切さを尊重する世論の高まりが、差別への解決の道だと思っています。人々の間でこだわりが薄れて、町民同士の交流が進めば、お互いの中に垣根がなくなり、解消していきます。

今の格差社会で、貧富の差は広がり、人々を分断する社会では、差別の完全な解消はないと思います。

執行部は、完全な解消はどのようなことを言っているのでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、宮地議員の、部落差別の完全な解消とはどのようなことを言うのかのご質問にお答えします。

昭和40年8月に、同和対策審議会は、内閣総理大臣に諮問のあった同和地区に関する社会的及び経済的

諸問題を解決するための基本的方策について審議した結果を答申をしております。

その中の第1部、同和問題の認識、1、同和問題の本質には、抜粋を致しますと、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と、自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題であるとしています。

また、平成28年12月16日から施行されました部落差別の解消の推進に関する法律には、目的第1条として、この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念の通り、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題であることにかんがみ、部落差別の解消に関し基本理念を定め、ならびに、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする、としております。

よって、市民的権利と自由が完全に保障された状態となり、国の法律そのものが部落差別のない社会が実現された、全て解消されたという状況が完全な解消であると認識をしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

市民的権利の保障については後でまた言いますが、国の解消法がなくなれば、そういう法律がなくなったら完全な解消だというふうに言われましたけど、国の解消法というのは理念法ですので、この法律にはいつからいつまでという期限がないんですよね。

じゃあ、部落差別が半永久的に続くと。そういうこととは違いますよね。

ちょっとお答え願います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、宮地議員の再質問にお答えを致します。

部落差別が半永久的に続くかというご質問ですけれども、もう部落差別というのは、人々の手で完全に解消をしていかなければならない問題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

完全という、その言葉をやりとりしてても仕方がないんですけど、完全にはなかなか解消しない。ゼロにはならないというのも、私のずっと言ってきたことなんです。

それで、特別措置法が終わったときもですね、部落差別がなくなったから措置法が終わったわけでは、もちろんないですよ。それはご存じだと思いますが。それは、住環境の改善が進んだ。これ大臣だったと思いますが、そういう話を出してるんですけど。住環境の改善が進んだこと、一つはですね。

それから、混住が進んで、混ざり合って住むことですね。混住が進んで、人を特定する事業が困難になる。実態に合わなくなった。

3つ目にですね、地域や人を特定するというこの事業をこれ以上続けることは、問題解決に必ずしもプラスではないと、そういう判断をした。差別が固定化するからという言葉が入ってたと思うんですが、住民の間に溝や垣根を行政がつくるという、そういうことをしたら解決を阻害するということだったんです。

だから、こういうことが徐々になくなっていかなきゃいけないわけですよ。それで特別措置法が終わったと。

ところが今の話聞きますと、また国の解消法が出てきたとか、市民的権利が保障されてないというようなことがありますが、それは後でまたやります。

ロの方に移ります。

今も差別に苦しんでいる人がいるとの答弁がありました。3月議会にですね。いつ、どこで、どのような問題がありましたか。

町民の中には、いろんな課題を抱えて、苦しんだり、将来に不安を感じたりする人はいると思います。それらがですね、差別の問題だけなのか。いろんな社会的な問題、社会的な要素を含んで、そういう苦しみなのかは、行政としてはどう対応したのか。そういう検証していくことが議会の役目ではないかと思うんです。

ただ抽象的にですね、差別に苦しんでいる人がいるというだけでなくでですね、具体的な説明が必要だと思うんですが、どうでしょうか。

お伺いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮地議員の、今も差別に苦しんでいる人がいる、のご質問にお答えを致します。

総務省人権擁護局が、令和2年6月に取りまとめを致しました部落差別の実態に係る調査結果報告書によりますと、第6章調査結果の取りまとめの中で、部落差別事案の類型等として、法務省の人権擁護機関及び地方公共団体等による相談等、人権侵犯事件の類型を見ると、こんにち、現に発生している部落差別の事象の主たるものは、結婚、交際に関するもの、特定の者に対する表現行為、特定の者を対象としない表現行為に大別される。

また、特定の者に対する表現行為、特定の者を対象としない表現行為については、インターネット上で行われるものが増加傾向にあり、平成29年には、部落差別等による人権侵犯事件の約半数、地方公共団体を取り扱った部落差別に係る相談のうち、差別表現に関するものの約4割を占めるに至っている。

また、インターネット上の差別情報の特性として、特に識別情報の適示と、特定の者に対する誹謗（ひぼう）中傷については、検索結果及び閲覧者数共に、特定少数のウェブサイトに集中している傾向がうかがわれた。

一方で、商品、サービスの提供、正当な理由のない身元調査に関する相談、人権種侵犯事件はほとんど見られないが、雇用に関する相談は、地方公共団体では一定数見られる。

また、一般国民に対する意識調査では、加害、被害経験のある差別事例として、結婚、交際、悪口に次いで、就職、職場に関するものも一定見られるとなっております。どこでの記載はございませんが、このことによりまして、今も差別に苦しんでいる人がいるとするものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番 (宮地葉子君)

私はですね、書き方が悪かったのかもしれませんが、いつ、どこで、どのような問題がありましたかっていうのは、町内の事象を聞いてるわけです。

国全体の総括的な話は、差別はゼロじゃないですから、絶対あると思うんですよね。いろいろ事象がある。そういうことだったんですが、町内、いつ、どこで、どのような差別があって、今も黒潮町に部落差別が残ってるかっていうことを聞かないと、じゃあどうするかって、次の課題に手が打てないわけですよ。それを聞いてるんですけど。

それはどうでしょうか。

議長 (中島一郎君)

教育次長。

教育次長 (岡本 浩君)

それでは、宮地議員の再質問にお答えを致します。

町内に係る具体的な差別事象として、令和4年に、町内の写真をインターネット上で、SNSにて悪質な掲載がされた事案が確認されております。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮地葉子君。

4 番 (宮地葉子君)

インターネットというのは今、あるんですよ。いろいろね、ありますね。誰が書いたか、どこで、どういうふうにしたのか。そして分からない。実際に、その検証のしようもない。そういうところでちょっと問題があるとは思いますが、何となく差別があるとか、そういうことで物事が進んでいくと私は問題だと思って、具体的にどうですかっていうことをお聞きしたわけです。具体的な事例は出てないということですね。

じゃあ、次にいきます。カッコハですが。

これも似たような質問にはなるんですけど、差別があるという根拠に、町民の意識調査でまだ差別が残っているとの回答が多いことを挙げておりますが、具体的な差別事象はありますか。

議長 (中島一郎君)

教育次長。

教育次長 (岡本 浩君)

それでは宮地議員の、具体的な差別事象があるのかのご質問にお答えを致します。

黒潮町人権問題に関する意識調査を令和5年12月6日から令和6年1月31日までの期間で実施しており、調査対象2,000件に行い、全体有効回答数735件、有効回答率36.8パーセントでございました。

この中の設問で、同和問題(部落差別の問題)について、現在でも部落差別はあると思いますかにおいて、あるが61.2パーセント、ないが32.9パーセント、無回答が5.9パーセントでございます。

意識調査によるものではございませんが、町内に係る具体的な差別事象としては、先ほど再質問でお答えさせていただいた事例がございます。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮地葉子君。

4 番 (宮地葉子君)

具体例はなかなかないと。出てきてないということだと思います。

町長はですね、県が出している差別事象が、受付件数と資料で示したときにですね、こういう差別事象の集約は、件数に表れるのは氷山の一角だという答弁でした。そして、差別があることの証明として、今言った町民の意識調査を、数字が取り上げられたわけです。

それですね、町民の意識調査っていうのは、部落差別があると思いますか、どう思いますかっていう、思いを聞いているわけですね。それは町民の思いであって、実態ではないです。差別事象っていうのはですね、件数で表れたものを一定言うと思うんですね。感覚としてあるとか、そんな気がするとか、人の受け取り方は、また考え方はさまざまですが、それらの意識も全て差別として捉えることは、差別事象とは言えないと思います。だから、具体的にいつ、どこで差別事象がありましたかっていったら、インターネットで出てきたというくらいで、現実には挙がってないわけですね。

差別っていうのは、何らかの言動を通じてですね、実際に人権を侵害したり、人格を侮辱したり、または相手を分け隔てすると。そういうようなことであって、意識の在り方ですね。嫌な思いがしたとか、そういう考え方。いや、そういう問題ではないと思うんです。現実的な問題ですよ。

それで、県がですね、高知県の人権についてという資料を出しております。前回はこの資料を出して言ったことでしたが、差別事象の受付件数は、少し前の資料でしたが、今もこの数字は極端に変わってないと思います。その資料では、平成 30 年 1 件、令和元年度 3 件、令和 2 年度 3 件です。町長は、これは氷山の一角で差別はもっとあるはずだと、そういう見解でしたが、先ほども言ったように、具体的な事象はなかなか出ていない。

その中で、町長はですね、この県が責任を持って出しているこの資料については、これを否定すると。そういうことでしょうか。

議長 (中島一郎君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

それでは、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

県の出したデータを否定することはできないんですよ。実際あったこと、数の状況ですから。

私の意見の見解のところは、1996 年の地対協意見具申第 3 次でできたところに、言葉にしっかり出るのは、被差別地区の人たちは、その 3 割が人権侵害された経験をしている。けれど、それが公的機関に相談したのは一部であるということを明確に書いてますので、全国的なデータの中で、やはり自分たちが危惧(きぐ)するような状況が、やはり公的な地対協の意見具申として出ておる。そこを引用しての言葉でございます。見解でございます。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮地葉子君。

4 番 (宮地葉子君)

私はね、差別がないんだって、少ないじゃないですかとか、こういうことを強調してるわけじゃないんです。

実際に具体例は、具体的な事象というのはさっきも挙がってきませんでしたし、県の件数もそうですけ

ど、差別っていうのは本当に奥にこもりますから、これは部落差別だけじゃなくて、子どものいじめですね。ああいう問題も、子どもが自殺して初めて表に出てきたとか、それから、家庭内暴力とかですね、コロナ禍で増えたそうですけど。それから子どもの虐待とか、どんどん中にこもっていくことですので、なかなか差別事象としては出てきづらい面があるのは認めます。

県が出してるけど資料は資料ということで、氷山の一角であるというんじゃないくて、町長もそうじゃないと。県の資料は認めるということでしたので、次の方に進めていきますね。

カッコ2ですね。

町長はですね、同対審にある4項目で、先ほど次長もいましたけど、市民的権利と自由が完全に保障された、差別に苦しむ人がなくなった状況と。国の法律そのものがなくなった、全て解決、解消されたというふうになれば解消されたと言われるんじゃないかと思う、という答弁をしております。

この同対審が出した市民的権利の4項目というのがですね、1つは居住の自由、2番目が教育の機会均等、3点目が就職の機会均等、4点目、結婚の自由、それらが侵害されている事例を町が集約しているようなことがありましたら、具体的な説明をお願いします。

これ先ほどと少し似てますが、具体的事象ですね。まずですね、4点ありますが、最初に聞きますけど、居住の自由が侵害されている例からお願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮地議員の、同対審にある4項目について、それらが侵害されている例を町が集約しているなら具体的な説明を求める、のご質問にお答えを致します。

黒潮町人権問題に関する意識調査において、具体的に差別を見聞きした、受けたとの設問を設けておりませんので、例を町が集約しているものはございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

このですね、市民的権利ですね、同対審が出した。この4項目が完全に保障されてないからまだ差別があるんだっていうのが、確か町長の答弁だったと思うんですけど、今の次長の話では、具体的なことは把握してないと、そういう答弁でした。

まず、居住の自由っていうのは、今、自由はありますよね。混住どんどん進んでいってますので、どこに住んではいけないっていうのは、もう憲法でどこへ住んでもいいというのは保障されてますから、保障されてるはずですよ。

で、教育の機会均等っていうのは、これが、差があるんですかね。機会均等されてないんですか。ちょっと分かりませんが、そんなことはないと思います。おんなじ学校へ行って、おんなじ教育受けてますからね。先ほど宮川議員のときには、タブレットを使って子どもたちがどんどん進んでいってるその教育の中で、差別が、機会均等がなされてない、そういう事象があるんでしょうか。

3点目のですね、就職の機会均等っていうのがありますけど、その就職の機会均等が図られてないっていうときはですね、以前特別措置法があったときには、まだ大っぴらにあったと事例を聞いております。で、今ではそんな事例は、県の方でも挙がってきたことはここ数年ないと思いますし、あったとしたら大

きな社会問題にもなると思うんです。

それで、もしあったならそういう問題どのような対応をしたかとお聞きしたかったんですけど、ないと。見つけてないということでしたので、お聞きすることもできませんが。

4番目に、結婚の自由ですね。結婚の差別、これはありますね。差別はゼロになりませんから。差別があることは、私はいつも否定はしてないんです。差別があるのと、結婚の自由が保障されてないのとは、意味が違うと思います。結婚の自由が保障されていない何か具体例、これもないわけですね。具体例はないという、差別のですね、いうことを。答弁挙がってません、先ほどの答弁で具体例はないということでした。

それではですね、いつも行政は、差別があるとか、だからいろんな催しや啓発が必要だということを主張してきていると思います。私は差別がないって言うてるんじゃないですよ。町がそういうふうになってくると。

で、確認ですけど、以前ですね、30年から40年前、そのころの差別とは格段の違いがあるとして、町長も以前認めています、以前とは何十年も前、30年、40年前との差別は格段の差があって、差別が解消されつつあると。この点と、特別措置法が終了して、同和行政の終了とともに、全ては一般行政に移行したこの法律が大きなターニングポイントとなって、急速な差別解消へ向かっているとっていますが、この点は一致できる点だと思うのですが、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

同和对策答申、1965年にできてから、今から59年前のことでございます。それ以来、政策が進んで、そして差別の当時の厳しい差別から見るとだんだん良くなってきて、それは同対審答申、地対協意見具申の中でもだんだんに述べてることでございまして、私どもも同じです。

それも、主に実態的差別と心理的差別の2つに分けられて議論されてきたわけですが、実態的差別についてはほぼ解消されたというところで、特措法がほぼ切れてきた。

ただ、課題は心理的差別にまだあるということや、国が言ってきておいて、今回の法の制定にもなってくるわけですが、かつて市民的権利が侵害されている。これは、部落差別の定義というのが同対審答申しかなくてですね、法の中にない。法務省関係、文科省関係、総務省関係、法務関係の定義がなく、その中で使える言葉ですけど、心理的な差別のところはまだ課題として残っている。これは、差別が市民的権利、4つの言われてきた中でもどんどん良くなってきた。ほんで、同対審答申の中でもこれは未来永劫なくなるものでなくて、必ずなくなるということは同対審答申の中でもはっきり言ってる。

ただし、寝た子を起こす的なやり方は賛同できないと。しっかりと正しいことを教えて、そしてしっかりとした教育をしていかなければ、このことについては大きな課題になりますよということはずっと言われておいて、そのさまざまな方の努力によって、部落差別というのは確実に良くなっているというのは、私も認識するところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

行政と私の一致点です。こういうことは確認しながらいかなきゃいけないと思うんです。現状を正しく把握するという点では、一致してるところです。確実に差別は解消の方に向かってるし、もう振り返ってみたらもう、もう町民誰でも認めることだと思います。

それで、お手元に資料をお配りしております。これは1986年に出された地域改善対策協議会意見具申の抜粋ですが、以前にもこの資料は配布をしていると記憶しておりますが、これは差別がなぜ解消されないかという点で、国が出している意見具申です。

資料の方を見てください。簡単に読んでいきますけど。

同和地区の実態が大幅に改善され、実態の劣悪性が差別的な偏見を生むという一般的な状況がなくなっているにもかかわらず、差別意識の解消が必ずしも十分進んでいない背景としては、昔ながらの非合理的な因習的な差別意識が現在でも一部に根強く残されているとともに、こんにち差別意識の解消を阻害し、また、新しい差別意識を生む、さまざまな新しい要因が存在していることが挙げられる。

その新しい要因として4点挙げられておりますが、1つには、行政の主体性の欠如、2点目に、同和関係者の自立、向上の精神の涵養（かんよう）の視点の軽視、3点目、えせ同和行為の横行、そして4点目、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向。なかなか自由に言葉を発信できないということですね。このような、後で読みますが、下の3行はまた後でも読んでいきますけど。

国が出してる意見具申ですが、同和地区の実態が大幅に改善されて、差別や偏見を生むような状況はなくなっているにもかかわらず、差別がどうしても残っていると。先ほど町長が言われましたように、心理的な差別があるということだと思いますけども。それは、なぜそういうのが残っているかということで、この4点を、国としては新しい差別意識を生む要因があると、これを言ってるんですが。それらを放置していれば、資料の最後に読みますが、因習的な差別意識は、最後の3行目ですね。因習的な差別意識は、本来時の経過とともに薄っていく性質のものである。しかし、新しい要因による新たな差別意識は、その新しい要因が克服されなければ解消されることは困難であると、そういうふうに書いてるんですが。

町長はこの1番にですね、行政の主体性の欠如とありますがこの点についてはどのような意見をお持ちでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしていきたいと。先ほどの項目の質問の延長ということで、お答えしていきたいと思います。

行政の主体性の欠如、これが地対協意見具申の中にあるのは存じています。

しかも、この宮地議員が取り上げた地対協のこの部分については、同和問題の早期解決を目指す答申の中の、これ3回やってるんですけど1回目のやつですね。1986年にやられた分です。その後の91年、96年と3回、同和問題の早期解決に向けた審議を協議会の方でやってるわけでございますけれど、この中でも、最後の1996年のときも言われてるのはやはり、今後、行政の主体性が特に問われる。

これはですね、特措法がなくなる。法で同和問題の特措法が切れる。33年続いた時限立法が切れるときに、あと、ただ課題は残る。だから、これからは各自治体での自治体の実情に合った主体性が、この問題を根本的に解決するために必要ですよということをまとめているんですね。

当然、町としても、そのことは十分認識しておって、だから、人権尊重のまちづくり条例という条例を、議会の議決をもらって今後の方針を決めるわけですね。これそのものが主体性です。

そして、条例に基づく人権施策の基本方針を決めて、そして人権教育の推進方針を決めて、町としては、まさしく地対協意見具申の具申を真摯に受け止めて、主体性を持ってやってるのが、今の黒潮町の実態でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

主体性を持ってやってる。当然、持ってやっていかなきゃなんないんですが、あえてここが、国がこういうことを言ったことには意味があると思うんですね。

この行政の主体性の欠如っていうので、いつも私がここでバトルを繰り返してきたように思います。以前の同和地区は、今は法的になくなっていくのにもかかわらずですね、何にも色がついてないまだ真っ白な、真っ白に近い子どもたちにですね、旧被差別部落のフィールドワークをしたり、薄れゆく住民感覚を子どもたちに掘り起こしていく。

またですね、解放子ども会は、他の町内の子ども会とは、予算上もフォロー体制にも差があります。解放まつりとして依然行われている行事も町が応援していますが、何を解放するのか、何から解放するのか。住民は意見があっても声を出すことにためらう人がおるんじゃないかと、私は危惧しています。これは意見具申の4点目ですよ。

これらは、意見具申の4番目もありましたけど、新しい要因による新たな差別意識は、その新しい要因が克服されなければ解消されることは困難であると最初に国が、3回ある中に最初に言っておりますが。

当意見具申があるようにですね、行政が新たな差別要因に真摯に向き合う姿勢がなければ、差別はまだ続くのではないのでしょうか。人権条例を出しているとか、もちろん行政も主体的に取り組んでますし、教育問題でも力を入れてくれると思うんです。ただ、私が主体性を持ってないところあるんじゃないかなっていう一つの例として、フィールドワークとか解放子ども会とか挙げましたけども、町はですね、国の意見具申の最後の3行ですよ。これらを取り除かなければ、新しい要因が克服されなければということですが、解消されることは困難であると言っておりますが、その点についてはどのような考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

暫時休憩します。

休 憩 11 時 40 分

再 開 11 時 40 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

宮地議員のご質問のところ追加の説明を求められたのは、宮地議員がお示しいただきました意見具申の中の、因習的な差別意識は、本来時の計画とともに薄れゆく性質のものであると。しかし、新しい要因による新たな差別意識は、その新しい要因が克服されなければ解消されることは困難であるということに

ついでの見解を求められたわけでございますけれど。

新しい要因というのが、私どもは先ほど申しましたように、寝た子を起すな理論では差別は解消できないという国の見解もあるし、私どもの見解もそうです。ということは、差別の問題について正しく知識を得て正しく対応しなければいけない。例えば、ここの地対協意見具申のえせ同和行為の問題ですけど、これは、えせ同和行為これ犯罪ですよ。だから犯罪に対して対応するには、正しい知識を持って毅然とした対応をしなければいけない。それが正しい見識を持たずにすると、その行為に振り回されるいうふうなことになるわけですね。

だから、正しいことを教える行政、正しいことを教える教育をしているのが、現在の黒潮町が進めている同和教育であり、同和行政であります。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

今の答弁が、町長としては主体性を持って、行政の主体性の欠如じゃなくって主体性を持ってやっつてるといふ答弁だと、その方に取りました。

それでは、次にいきます。カッコホです。

部落差別は、女性、民族差別等とは性格が違い、身分制度として作られた差別ですが、この点はお認めになるでしょうか。

前回も同じ質問をしたんですが、はっきりした答弁がなかったので、確認のための質問です。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮地議員の、部落差別は身分制度として作られた差別だがこの点は認めるのか、のご質問にお答えを致します。

同和対策審議会答申の中で身分制度のことが書かれておりますので、記載されていますことはそのとおりの部分もあると認識をしております。

この記述の背景には、その前文において、現在の段階で対策の全てにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした、とした上での身分制度の記述でございますので、同和問題については一括りにできない面も持ち合わせていると認識をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

それで、今の読まれましたけど、一括りにはできないということは、部落差別は女性差別とか民族差別とか性格が違うんですが、この点は認めないということですかね。どうなんですかね。

そういうことをはっきり言ってもらわないと分かりづらいんですが。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本浩君）

それでは宮地議員の再質問にお答えを致します。

部落差別につきましては、部落差別ではなく、それぞれの差別に特性がございます。全ての差別が同じということはないので、その差別の背景というものを見ていく必要があると考えております。

身分制度の中で部落差別が強化されてきたというのは周知の事実であろうかと思っておりますけれども、それぞれの地域地域でどのような形で、その地域の部落差別が発生したのか、身分差別が発生したのかというのは、個別的な違いがございますので一括りにできないという認識でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

この問題で時間を取ってるようなことはできないんですけど。

私はですね、その地域地域でいろいろあったと言ってるんじゃないで、部落差別っていうのを町が理解するのに、女性差別とか、民族差別とか、障がい者差別とかいろいろありますけど、それと部落差別と違うんじゃないですかっていうことを聞いてるんですが、なかなかそこをはっきり認めたい何かがあるのか、それは分かりませんが。

女性差別ですね、男性と女性は違いがありますよね。そこに女性差別があります。世界には、白人とか黒人、黄色人種とか、分かりやすい例ですけど、多種多様な民族があります。そこに差別があります。これらの差別、男女や民族等の差別をなくすことは、ここが部落差別と違うところでしょ。女性差別、または民族差別と違うところはですね、お互いの違いを認め合うことです。一緒ではないですから。それが差別の解消につながることに。

ただ、部落差別はお互いの違いを認めるものではないですよ。だからこの点が、執行部も異論はないと思うんですが、どうですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、私の方から再質問に答弁していきたいと思っております。

先ほどから言ってる部落差別の定義のところに入ってくる質問だと理解してるんですけど、これは町が、誰々がこう思う、町が思うとかいうレベルじゃなくてですね、国のレベルで部落差別というのはどういうものかということ国をまとめた、もう公式のものではっきり言った方がいいと思うんですね。

まず、国の方の部落差別解消に関する法律についてもですね、部落差別というのはこういうふうに言ってます。これは政府発行の人権教育啓発白書、平成 29 年版で明確にしてるとこなんです。この基は、同対審答申に返ってきます。

そこに言ってるのはですね、まず部落差別とは、同和問題に関する差別という理解を前提として、同和問題は日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状況に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に、結婚を反対されたり、就職などの日常生活の中で差別を受けるなどしている、わが国固有の人権問題である。これが正式な見解です。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

私はそういうことを聞いてるんじゃないです。

いろんな差別があつて、これ、わが国特有の差別だつて町長言われた、そのとおりなんです。

女性差別、または民族差別、障がい者差別、いろいろありますが、それらは違いを違いとして認め合う。男女の違いはあるけども差別をしちやいけないよというふうに、違いを違いとして認め合うけども、部落差別というのは、じゃあ旧被差別部落の人、そういうふうの規定した人、その違いがあるわけじゃないでしょ。そこが違い、この普通ある差別と部落差別が違つてるんじゃないですかということを聞いてるんであつて、国の規定がどうのこうのつていう今の話ではないんですが。

どちらが答弁か分かりませんが、どうですか、私が言ってる意味は分かりませんか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えします。

男女差別とか民族の差別と違うところ、そこが最後の部分ですね。わが国固有の人権問題である。これが宮地議員がおっしゃられている、ほかのところと違う部分の最も分かりやすい言葉になっております。ここに、部落差別問題の非常に難しさ、外国の方にとって理解しがたいところ、そういうところがあると思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

差別の性質が違いますよと。日本固有のもんじゃないつていうこと別でしてね、これはもちろん日本だけにある差別ですけど、性質が違いますよ。女性差別とか民族差別というのは、お互いの違いを認め合うこと。

ただ、部落差別というのは、そういうお互いの間に、住民の間に違いはない。それを言ってるだけです。そういうことですので、理解をぜひよろしくお願いします。

カッコへにいきますね。

今年3月議会の課長の答弁で、特別措置法が終了したが、事業対象者であった地区、または被差別の立場にあった方は今もいるとの答弁がありました。

従来の執行部は、特別措置法が終了したので、法に基づいて対象地域も対象とされてきた人もいないとの見解でした。そして、それが国全体としての既成の事実として動いていると思いますし、当町でもその方向でした。

同和問題は、2002年の特別措置法終了を境に新たな段階へ入ったわけです。これは先ほど確認しましたね。一致しましたが。それまでは、地域や人を限定して、そこに財政措置が施されて、住環境を含めさまざまな事業がされてきたことは、私が言うまでもないことです。

国は、33年間続いた同対策事業の終結に伴い、これ以上事業を続けて地域や人を固定化したら、住民同士の間がいい関係は生まれず、差別の解消の妨げにもなると、差別の固定化につながっている内容が

付け加えられました。

法律上、対象地区と対象とする人はなくなって、全ての事業が一般行政へ移行したことは、私が今さら言う必要もない事実なんですが、現在もこれに基づいて進行してると思うんですが、町長はこの課長答弁を認めるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮地議員のご質問お答え致します。

3月議会での課長答弁を認めるかというご質問ですけど、認めるかどうかというよりも、議会で課長が答弁することは、地方自治法121条に基づき町長が委任して答弁してるわけですから、課長の答弁はそのまま町長の答弁でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

それではですね、今までの執行部の質問で、今まで執行部がこれを認めてこないというのはですね、もう旧被差別地域はない、旧被差別の人はいないと。特別措置法が終わったので、そういう対象地域、対象した人はいないという答弁がずっと来たし、先ほど言いましたけど国もそれでいってますし、町もその前提で進んでると思うんですが、町長は、こういう人がいるしこういう特別地域もあると、そういうふうに捉えてよろしいですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきます。

宮地議員は、課長答弁を正しく捉えてないと思います。

法律的に、同和地区はなくなってる。同和地区住民もなくなってる。法的にですね。だけど差別は残っているということを、課長答弁して挙げているわけでございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

こういう答弁っていうのはすごく重要な答弁でしてね、今、町長はそういうふうに言われましたけど、普通聞いたらですね、特別措置法が終了したが、事業対象者であった地区、または被差別の立場にあった方は今もいると。そういう地区もあるし、立場にあった方はいると。差別が残ってるという話じゃないんです。こういう答弁だったわけですが。

それを認めるということはですよ、差別があるんです。あるんですけど、これを認めたということは、町長にお聞きしますけどね、私が今まで執行部に質問したときね、町外から来た人がですね、それではその地域はどの人たちですか、どこの地域ですかと聞かれたときに行政は答えられますかと質問したら、それはできませんとはっきり答弁をもらっていますが。

今の執行部はそれが、差別が残ってるからできるということでしょうか。こういうふうに、住民の違いを認めたり区別するのでしょうか。そして、その地域を特別な地域と決めているのでしょうか。特別地域

として線引きをして、そこに住んでる人はほかの町民とはどこか違うんだと、そういうふうに区別するのでしょうか。これは、町民の間に垣根をつくることになるんじゃないでしょうかね。差別があるからという理由でそういうふうにするんなら。私はそれが差別じゃないかと思うんですけど。人権侵害に当たるんじゃないかと思うんですが、どうですかね。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

仮に行政がですね、個別の質問された、いわゆるアウトティングのような答弁はしません。

ただ、今でも旧同和地区とかいう言葉は、多くの自治体が使っておりますね。

そして、旧大方町史の中にもですね、黒潮町、当時の大方町の歴史になってきますけど、同和対策事業の経過、歴史について明確に書いております。

そして、法が33年で切れた。切れたからといって、その地域がなくなったわけでもないし、差別がなくなったわけでもない。そこに住んでいる人たちがいなくなったわけでもない。そういう歴史的な事実は事実として、やっぱり行政は認識しておかなければならない。

そのことを青木課長は答弁したと私は認識しておりますし、私の答弁です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

それでは、その問題について聞きますけど。

今も混住は進んでおりますが、事業対象地域から出ていった人、他地区から入ってきた人は、どんな扱いになりますか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

質問の中で分かりにくい、どんな扱いという意味がよく分かりにくいんですけど。

行政的な特措法がなくなってるので、特別な法律に基づいて、この方だけ対象になるとか、いや、昔の同和対策事業っていうのは属地属人という形で基本的に言っておったわけですけど、そういう法がないのでどういう扱いになるかと言われても、一般の法律の中で行政は対応しておりますので、どんな扱いもこんな扱いも一般対策の法律、一般行政の事業でやっておりますので、その質問自体に対して答弁が難しいです。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

私の質問の仕方が悪かったですね。

旧同和地区というのもあると。差別されていた人もいると。で、混住も進んでるから旧同和地区の人が入り混じってるわけですけども、入り混じって、または外に出ていってる人もいるんですけども、それは、じゃあどういう扱いになるかっていうのは、どういうふうに考えますかということなんですね。

いろいろもう、地域が決められなくなってる、人も決められなくなってますから、もう少し突っ込んで

いきますと。じゃあ、町が言う旧被差別部落の人が、そうでないこと結婚します。または、外から入ってきます。その人たちも、どういう扱いと言ったら別ですが、その人たちはどのように町は見ていくんでしょうか。そういうふうに聞いたら分かりやすいですかね。

どうですか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、再質問にお答えしていきたいと思います。

今までも言ってるように、町の基本的な人権施策というのは、部落差別の問題に対しては部落差別をなくす、条例から入ってるわけですけど。その中で、そういう非常にデリケートな状況、法が切れた中での意識の状況。これを調べる必要があるの、条例の中で一定、定期的に意識調査をするというふうにやりますよね。今回も意識調査をやってるわけでございますけれど。そういう状況の意識調査の中から把握していく。そういうふうなのが、現在の行政のやり方でございます。

そして、差別をされてる意識もなくなる、している意識もなくなる。そういう状況の把握をして、そして、これは国も一緒ですけど、県も一緒です。意識調査の中で把握していくしかないと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

私が言ってるのは、その差別にあった、そういう地域があると。今残っていると。また、そういう人たちがいるというふうに決めつけちゃうと、今は混住も進んでるし、実際にいるんですよ。そういうところも、それはあったということで否定はしてるわけじゃないですけど、行政としてはですね、もう一般行政に移って国がそういう法律をやめてるわけですから。ありませんと、そういう地域はないし、そういう人はおりませんって、私は言い切らなきゃいけないと思うんです。

そうでなかったら、今言ったように、じゃあほかに住んでる人はどういうふうに見られるのか。ほかにというのは、その地域から出て行った人ね。いっぱいいますから、混住進みますから、入ってきた人はどういう扱いと言うたら分かります。違うって言いましたから。どういうふうに見られるのか。

意識調査って言いますが、そういうことがいっぱい矛盾が出てきます。だから、こういう課長答弁は町長答弁でいいんですけど、差別があるから残ってるとか、この地域があるとか、人がいるとかいうふうにすると、いろんな矛盾が出てきますがそれはどうなんですかって聞いてるんです。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

再質問お答えしていきたいと思います。

先ほどから言いますように、町の人権尊重のまちづくり条例という主体性を持った条例の中で施策を進めておりますので、その中で、本来、そういう調査も意識も必要ない、行政の取り組む必要がない状況になればですね、当然そういうものもなくなってきますね。

今、宮地議員の方では、全く差別されている人はいないというふうな形のご意見だと思うんですけど、やっぱりそういうふうな状況にはまだなっていないと思っています。

じゃあ、誰がどういうふうに悩んでいるのか。それを明確にしないと、また政策にできないですよ。だから、それを唯一できるのが、今、町がやってるのは意識調査でございますので。それによって政策を決めていきますので、地区に入ってきた人、中に出て行った人、そういうことじゃなくて全体的な意識調査をしておりますので、入ってきた人に対してどう思うかという質問をされてもですね、それはなかなか答えづらいし、非常に町の政策そのものとずれた質問でございますので、非常に答弁としては、今私が述べたようなことになります。条例に基づいて政策をやってる。

そして、歴史の中で、同和行政をやられてきた中で、そういう旧同和地区がある。そこに住んでる人もいる。そういうことも事実でございますので、それを町史の中に残っておる状況を質問されて答える状況にあるわけですから、それを言ってる状況でございます。

ちょっと議論分かりにくくなったかもしれないんですけど、入ってきた人に対してどうするとか、出てきた人についてどうするとかいうふうな質問はなかなかですね、これは答えにくい質問であると思います。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

私はね、町政にとってすごく大事な、大きな答弁だったと思うので、ちょっとしつこくやってますけど。

私は、部落差別がないとは最初から言ってませんね。そんなこと言ってないんです。差別はあるんですから。そうじゃなくて、町がですね、もう一般行政に移ってきて、地対法が終わって、特別措置法ですが終わって、もう法律的になくなったと。そういうふうにしないと、住民の間に垣根ができて溝ができるから、固定化したら差別がますます解消されなくなるから、住民の交流が進んでこだわりがなくなっていったら差別がなくなる。そういうふうに国も方針を取ってきた。だから、一般行政に移った。

町はですね、差別は今も残ってるけど、差別された人、嫌な思いをした人も残ってるし、差別する人もいるけど、もうこういう地域はありませんと。こういう人はおりませんと。意識的には残ってるけど、そういうことはないということをはっきりしていかないと、住民を、私はこれからもそういうふうに見ていく。結婚した人がどうか出ていった人がどうか、それは一つの例ですけど、そういうふうに町政は捉えていくという大変問題があって、今までの執行部答弁を180度覆すような、町長としては歴史に残るような、大変歴史を後戻りさせるような、残念な答弁だったなと思っています。

時間がないので、次いきます。

3番目にいきます。

最後の質問になりますが、人権問題は大変重要な問題です。部落差別も人権課題の一つとして、一人の人間の尊厳を守る、基本的人権を守ることから出発して、町全体の中で必要な施策を取ればいいのか。

これは町としては当たり前の質問だと思いますが、まずは答弁を用意してると思いますので、お願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは宮地議員の、部落差別も人権課題の一つとして町全体の中で必要な施策を取ればいいのか、のご質問にお答えします。

黒潮町では、全ての人の人権が尊重される人権文化の町づくりを目指して、2020年、令和2年に黒潮町

人権施策推進基本方針第2次改定を実施し、町民の皆さまや関係機関とともに、さまざまな取り組みを進めております。

私たちの社会には、今なお、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティの方などのさまざまな分野において人権問題が存在しており、最近では、特にインターネットによる人権侵害なども発生しています。

従いまして、同和問題も取り組むべき一つの人権課題として捉えておりますとともに、それぞれの人権課題に特性がございますので、必要な啓発、教育に取り組むものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

行政も既にですね、時代の流れとともに、私が言うまでもないんですが差別解消をどうするかという大きな流れの中で歩み始めてると思います。

町の今、話がありましたけども、町の人権条例では11の差別を列挙しておりましたが、資本主義社会では格差と貧困が広がり、差別と住民を分断していく土壌があります。だから、大小さまざまな差別はなくなることはないですが、それらをどう克服して人の尊厳を守っていく、町政を進めていくかが、3番目の質問の趣旨です。ここは町長と一致できることがあるんじゃないかなと思います、今までのまとめのようなことです。

私が一貫して主張し提案してきたのは、全体の人権意識をこれからも高めていって、福祉施設を充実させるとか、高齢者、障がい者などを含めた対策を今以上に進めていく。一人一人の個人の尊厳を重んじていくことにつなげる。子どもたちの施策としては、子どもの権利条約などを遂行していくなどなど、差別問題全体を個人の尊厳をいかに大事にするか、これを中心に進めていくことが必要だと思っています。

そして、部落差別もその中の一つとして解決する。それを特化しない。これが大事なことはないかなと思います。

少し質問を長くしていきますが、時間がないので。

同和問題で言えばですね、全国的な動きとして、過去にあったことですが、行政に無理を押し込んだり、利益誘導があったり、糾弾事件などの同和行政のゆがみがさまざまありましたが、これら、まずそれらをですね、繰り返さない、部落差別を口実にした同和行政のゆがみを復活させないことが大事だと思いますし、そういうことはないと思っております。

でも、そういうことが大事だということは、部落差別解消法の附帯決議に書かれてあるんですけども、過去の民間運動の行き過ぎた言動と部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講じることも併せて総合的に施策を実施することという項目と、教育及び啓発に当たり新たな差別を生むことがないようにとの項目が、わざわざ付け加えられております。

確認ですが、過去にあった同和行政のゆがみに対しては、繰り返してはいけません。この点では一致できますか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

(議場から何事か発言あり)

議長 (中島一郎君)

暫時休憩します。

休 憩 12 時 12 分

再 開 12 時 13 分

議長 (中島一郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

町長。

町長 (松本敏郎君)

それでは宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

いわゆる過去にあったさまざまな問題については、国のレベルでも、地対協の中でも議論されておりますね。当然、そのために言われてるのが、行政が主体性を持たなければいけないというのは、そこを言われてるんですよ。主体性を持たずに対応してるから、しっかりした部落差別の問題、同和問題を理解せずに、主体性を持たずにやったから、そういうえせ同和行為に巻き込まれたというようなことがあるということ言ってるんですね。

だから、黒潮町の方でしっかりした町の主体性を持った条例を決めて、そして行政施策方針決めて、教育方針決めてるのは、まさしく議員おっしゃるとおりのやり方でございます。黒潮町は、そのように実施しております。

議長 (中島一郎君)

宮地葉子君。

4 番 (宮地葉子君)

その点は一致したことです。もちろん、そのとおりだと思います。

特別措置法が終了して、住環境の改善など、市民的権利の4項目は克服してきましたが、それだけで終わらないのが、差別解消への難しい道のりだと思います。行政的に行うことは終わっても、部落差別への人々の感じ方など、意識はそう簡単に解消はされません。差別はいけないと分かっている、気持ちが残っている。それが現実です。差別意識が簡単に解消されないのは、部落差別に限ったことではありません。女性差別にしても、それから LGBT の問題にしても、民族差別の問題にしても、差別は駄目だっていうことが分かっている、ずっといろいろ解消されてきましたけど、残っております。

部落差別も、ここ数十年の間に数段の解消が進みましたが、今後の方向として、これがいつも行政と私との間でバトルを繰り返してきたことなんですけど、部落差別を今後どうやって克服していくのか。私が今まで主張してきたことは、新たな差別を生み出す行事はやめていく。そういう方向を持ってほしいということでした。

先ほどもちょっと言いましたが、フィールドワークとかですね、拠点としてその問題を捉えたり、解放子ども会のように、ほかの地域の子どもの会との差がはっきりとしている施策。このような行事などを続けていきますと、住民の間では逆差別的な意識はなくならないと思います。それだけではなく、差別の低下にもつながっていく恐れがあります。

それですね、もう一点、佐賀の児童館ですが、休館日を土曜日が使えるようになったと。それでここですね、子どもたちが放課後集まって、工作とかスポーツなども職員が指導のもとに行って、入館者が

以前より倍以上増えた。これは本当にいいことだと思うんですが、児童館は旧被差別部落の地域の2か所にしかなくて、町内のほかの子どもたちは場所もないですし、そのような指導者がおるようなこともないです。歴史的経過があるとはいいますが、特別扱いの場所ではないかと思うんです。町が主体性を持ってやっているとありますが、こういう特別扱いをすることが主体的な事業なやり方じゃないと思うんですね。こういうことをやめていかないと、逆差別的意識がなかなかなくなるし、差別の解消がなかなかいかない。これが、私は主体性がないんじゃないですかということ言ってるんですね。

そこがちょっと町と違うんですが、その点をお願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問お答えしていきたいと思います。

児童館が現在2か所しかないのがおかしいというふうなご質問でございますけれど、これは議員おっしゃられたように歴史的な町の経過等がございます。

現在、児童館ってのは児童福祉法に基づいて設置されてるわけですから、もちろん特別な法律、制度によって運営されておるわけではございませんので、町としては、これ以上児童館を3つも4つも造れと言われても財政的に問題あるし、今のところを有効活用していく。これが、今の町の行政の現実ではないかと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

私はね、児童館を取りやめなさいとかそう言ってんじゃないですよ。特別なことをすると差別が、逆差別的な意識がなかなか消えないと。そういう主体制ではいけないということ言ってるんです。それは一つの例として出したんですが。

だから児童館の使い方としては、以前に紹介しましたが、高知の一宮地区ですね、児童館は市民会館として複合的な施設か、そういうことにオープンしたんです。そういうふうに変えられてきてる。歴史が動いてますから、時代は動いてますから、特化してやるんじゃなくて、住民みんなに開かれたものにしていく。そういうことが差別解消の一つ一つに繋がっていくと、私は言ってるんですね。

だから、こういうことも一つ一つ改善していかないといけないんじゃないですかと。差別はありますよ。だから、それを言ってるんですけど、どうでしょうかね。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮地議員の再質問お答えしていきたいと思います。

児童館の運営につきましては、もちろん町全体の子どもたちが集まるような施設になっておるから、数千人の利用があるわけでございますね。

当然、今の児童館そのものも、決して一部の方子どもたちだけじゃなくて、全体の子どもたちが行って、さまざまなことを勉強しています。防災のことも、もちろんその一つでございますけれど。

その運営につきましては、町としては指定管理で委託してるわけですから、その運営の在り方につい

ては、その運営方針、あるいはその委員会とか、そういう人たちとですね、引き続き行政の方は今後も協議をしながら、町の施設として児童福祉法に基づいた施設として活用していきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

残念ながら、いいところ時間2分しかないんですが、延長もできないって言いましたよね。

私はですね、町も部落差別に特化して、それだけを中心にやってる、そういうようなことはどんどんなくなってきたと。一つの差別解消の中の一つの施策として、進んできてると思うんです。

その大きな象徴がですね、去年、泊まり合いを中止しました。泊まり合いを中止してですね、新しい事業に変わりました。泊まり合いを中止するという事は、部落差別を特化した象徴的なものでしたから、それがなくなって、新しい事業では全体の人権課題をみんなで話し合っていると、そういうことだったんです。

それから、子どもたち、もう時間ありませんが、子どもたちの人権作品ですか、作品が列挙されてるんですけど、よく私は見てるんですけど。そこにもですね、ジェンダー平等のこととか戦争はいけないとか、私は私でいい、あなたはあなたでいいとか、そういうふうな全体的なことが、今、子どもたちの間では進んでいます。

黒潮町自体も、そういう方向で私は進んでいってると思うんです。ですから、今後もですね、部落差別を特化しないで、私の言う主体性をももちろん持ってですね、町も主体性を持つと言いましたが、そういう方向で全体の中で、個人一人一人の尊厳が尊重されるようなですね、そういう差別解消の方法を取ってほしいと思いますし、やってると思います。

最後の肝心なところは時間がなくなってしまいました。松本町長は今回任期を、最後に身を引くということでしたが、あいさつですから。私はもう1期続けてほしいと思っておりましてけど、大変お世話になり、感謝の意をお伝えして、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、13時50分まで休憩します。

休 憩 12時 22分

再 開 13時 50分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

通告書に基づき、質問をします。

1、新型コロナウイルス感染症支援対策について。

新型コロナウイルス感染症は、新株への置き換わりで感染が全国的に拡大しています。一方で、患者などへの負担軽減策は今年4月から打ち切られ、患者が治療薬を避ける傾向が生じており、治療薬がそんなに高価なら我慢しますという方もたくさんいます。

1、当町での5月以降の感染者数の実態把握はどのように行われていますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、新型コロナウイルス感染症の、黒潮町での5月以降の感染者数の実態把握はどうかのご質問にお答えします。

感染者数につきましては、高知県のホームページにて保健所別の感染者数は公表されておりますが、市町村別につきましては公表されておられませんので、把握できる状況にはありません。

しかし、幡多保健所管内全体総数の感染者状況につきましては確認ができていますので、引き続き感染者数の把握に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

県での定点把握に変わったということで、今までのように毎日の感染者数の把握はされていないということですが、幡多福祉保健所の管内での把握はされているということですか。

7月末に、あったかふれあいセンターこぶし、集落活動センターこぶしで、居酒屋こぶしが5年ぶりに開催される予定でした。高知新聞でも取材が予定され、皆が心待ちにしていました。しかし、拳ノ川地区を中心に、新型コロナウイルス感染拡大により、残念ながらイベントは中止となりました。

このように、学校や保育園、高齢者や障がい者の福祉施設ではクラスターが発生しやすいと思いますが、そのために感染者数の把握をしていくことが大事と思いますが、その点についてはどうですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

議員おっしゃられるように、町内の感染者数を把握することは、感染拡大の観点からもとても大事なことでございます。

そのため、引き続きこういうホームページ等を利用しながら、状況把握に努めてまいります。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

ホームページ等を活用しながら感染の把握をしてくださるということですので、今後よろしくお願ひします。

2番、自己負担となったことで、さらなる感染拡大につながっていると推測されますが、その対応はされていますかということですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、自己負担となったことでさらなる感染拡大につながっていると推測されるが、その対応がなされているかのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の位置付けは、新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当から、令和5年5月8日に5類感染症になりました。このことにより、法律に基づき行政がさまざまな要請、関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、住民の皆さまの自主的な取り組みをベースとした対応に変わりました。従いまして、マスク着用などの感染症対策も、基本的には個人の判断に委ねられることとなりました。医療費が自己負担となったことで受診を躊躇される方もおられると思いますが、感染拡大にどの程度影響しているのかは分かっていません。

高知県感染症発生動向調査（週報）によりますと、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行した令和5年5月4日以降も定点医療機関からの報告数、新規感染者数は増減を繰り返して推移しています。

どの期間を切り取って見るかにより、感染が拡大状況にあるかは変化致します。県下の新規感染者数の近い状況で言いますと、令和6年、第23週、6月3日から6月9日になります。143人で横這い。第26週、6月24日から6月30日、285人。ここからは増加に転じ、第29週、7月15日から21日、1,026人をピークに減少に転じ、第35週、8月26日から9月1日、369人と減少傾向にあります。

対応としましては、高齢者や基礎疾患のある方等は重症化しやすいため、通院や高齢者施設を訪問する際には、感染予防としてマスク着用を周知しています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大がある場合には、来院や集まりの場にて感染が拡大していることや、基本的な感染対策の周知を行っています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

引き続き、感染症対策、よろしくお願いします。

3番に移ります。

ラゲブリオ、パキロビットなど抗ウイルス薬は、処方1回当たり3万円程度の窓口負担が発生します。これは3割負担の場合です。インフルエンザの抗ウイルス薬と比較して、非常に高額となっています。現実に高額な自己負担によって、受診抑制や薬を拒否することにより、重症化や感染拡大につながっていると予測されます。

実際に地域でも、通院はしたけれども検査薬が高いということで検査を拒否されたり、検査はしたけれども実際に薬が高額であるということで、熱冷まし薬だけで済まされ、長く後遺症というか、咳とか喉の痛みとかというのを抱えておられる方もおられます。

新型コロナの抗ウイルス薬などの自己負担を、タミフルなどほかの感染症で用いられるものと同水準とするなど、新たな公費補助を創設するよう、県や国に働き掛けることはできませんか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、今後PCR検査や治療薬の自己負担軽減策を町として講じていく考えはあるかのご質問にお答え致します。

先ほどのご質問の際にもお答えさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症になったことにより、法律に基づき行政がさまざまな要請、関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、住民の皆さまの自主的な取り組みをベースとした対応に変わりました。

このことにより、国や県の補助金がない状況となっていますので、PCR検査や治療薬の自己負担軽減策を町として講じていることは考えておりませんが、基本的な感染症予防方法を周知啓発することで、感染予防に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

感染予防を周知していかれるということですので、よろしくお願いします。

これから秋から冬にかけて、5類になったとはいえコロナウイルスっていうもののウイルスが今までと変わったということはないので、これから感染拡大をインフルエンザと一緒に感染拡大していくこともあると思いますが、県や国に公費補助を創設するよう働き掛けることはできませんか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答えします。

現在のところ、県下において、こういうPCR検査、また治療薬の公費補助という話は全く出てきておりませんので、また今後、そういう話が出たときには検討していきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

これから、介護や障がい者施設の利用者さん、職員への集中的検査の、3月までのような検査の再開を行う考えはありませんか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

先ほども申しましたように、5類感染症になったことによって、個人の選択を尊重するという方向に変わってきております。

従って、現在のところ、町の方で公費をもって集中検査をするということは考えておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

今後、また県、国の動向とかを見ながら、また考えていってほしいと思います。

4番、今年度の秋以降に予定されている、高齢者などを対象にした新型コロナワクチンの定期接種費用

の自己負担額を補助していく考えはありますか。

このワクチンは、65歳以上の高齢者と、60から64歳で基礎疾患がある重症化リスクの高い人を対象に、最大7,000円の自己負担を求めるワクチンですが、どうですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、高齢者などを対象にした新型コロナワクチンの定期接種費用の自己負担額を補助していく考えがあるかのご質問にお答え致します。

新型コロナウイルスに罹患すると、高齢者や基礎疾患のある方は重症化しやすいため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と重症化を予防し、既存の血清インフルエンザ等と同様に、定期接種体制を構築し、個人負担の一部を助成するためにワクチン委託料単価および接種人数を見込み、必要額を補正予算として本議会に上程しております。

なお、先ほど議員7,000円というふうにおっしゃりましたが、現在のところ3,300円程度で検討しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

半額ほどの値段で受けられるように、補助をしていただくということです。ぜひ進めていってほしいと思います。

全国でも、神奈川県海老名市、東京都渋谷区など、あちこちで高齢者のコロナワクチン接種の自己負担額の補助の動きが高まっており、定期接種費用の自己負担額を全額補助を行っています。渋谷区では、公費で全額出すことで利便性を高め、接種のハードルを下げたい、これから迎える冬に備えてワクチンを接種して重症化と感染拡大を防いでほしい、ということを言われています。

黒潮町ではいかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

自己負担額につきましては、高知県下で、高知縣市町村保健衛生職員協議会というものがあまして、そちらが県下全域にアンケートを実施しました。それからその集計を行い、確認など取りまとめを行った結果、今の計画が出ております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

高知県下でアンケートを取って、金額を決められたということです。

これから、インフルエンザと重なり自己負担があることにより、接種のハードルが上がり、またインフルエンザも受けないといけなくなることで、高齢者施設等でクラスターが発生する危険性もあります。ま

た、今後、県でも相談しながら考えていってほしいと思います。

2 番、熱中症支援対策について。

猛暑で連日、多くの高齢者が熱中症で搬送されています。高知県も高齢者が多いということで、高知県の熱中症で搬送される患者さんも多いと聞いています。

1 番、今年のこれまでの熱中症アラートが発令した期間の、当町での熱中症で搬送された高齢者の実数について問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、今年の熱中症アラートが発令した期間の当町での熱中症で搬送された高齢者の実数について問う、のご質問にお答えします。

高知県下の熱中症警戒アラートにつきましては、4月5日から発令されており、熱中症警戒アラートの発令期間の町内の搬送者は8名で、そのうち65歳以上の方は5名となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

8名で、そのうち65歳以上の方が5名ということです。

2番に移ります。

経済的理由でエアコンがない高齢者世帯への支援対策について、町の考えを問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、経済的理由でエアコンがない高齢者世帯への支援対策についての考えを問う、のご質問にお答え致します。

経済的な理由により、エアコンがない高齢者世帯への助成等につきましては、現在のところございません。

町としましては、エアコンがない高齢者世帯も問題に捉えていますが、それよりも、家にエアコンがあっても電気代を抑えたい、エアコンは冷え過ぎて体に良くないと感じている、加齢により暑さを感じにくい等の理由で、エアコンをつけない高齢者の方を問題視しています。

町としましては、暑い日には使い控えをせずに、積極的にエアコンを利用していただくことで熱中症予防を図っていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

今、課長の答弁にありましたように、先日の高知新聞の報道でも、課長が言われたようなことが報道されていました。

それについては、実際にどういう方法でそのような働き掛けを高齢者の方とかにされていますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

熱中症警戒アラートが発表されたときには、ライン等により周知を図るとともに、いろんな集まり、各種集まりのところで、こういった熱中症予防の説明等を行っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

そのような方に、集まりに来られない方とか、ぱっと外に出て行く機会が少ない方たちに対しては、どのような働き掛けをされていますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

外に出ない方、集まりに集まらない方につきましては、町の広報であったり、IWK、またホームページ、ライン、それから告知端末放送等によって周知をされております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

訪問というような形で、保健師さんとかが地域の気になる方を回って行ったりとか、そういうふうなことはありますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

地域包括支援センターや保健師が訪問等を行っておりますので、その際に、注意というか周知を行っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

地域包括支援センターとかで周知を図っておられるということで。

なかなか、今までのような異常気象に慣れてない高齢者の方とかも多く、クーラーをつけるということに慣れてない方もおられると思いますので、今後も気になる方、声掛けをしていただきますようお願いいたします。

自治体によっては、低所得者向けエアコンの補助金とか電気代の補助とかいうふうなことをされている

ところがありますが、黒潮町ではそのようなことを検討されるようなことはありますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

現在のところ、そういう制度がまずないということ。

それから、町の方にそういう補助がないということがありますので、今のところは考えておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

また今後、検討をしていってほしいと思います。

3番に移ります。

今年5月に、幡多の6市町村の行政や企業等の関係者が集まり熱中症対策会議が開かれていますが、そこでの当町での取り組みを問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、熱中症対策会議での当町での取り組み問う、のご質問にお答え致します。

5月24日13時より、しまんとぴりぐるホールにて、幡多地区熱中症対策健康会議が開催され、黒潮町を含む6市町村と、環境省、高知県、幡多西部消防組合消防本部、幡多中央消防組合消防本部、幡多医師会、企業が集まり、健康会議および特別講演が行われました。その健康会議にて、各市町村ならびに各企業が取り組みについて発表を行っています。

黒潮町としましては、熱中症予防として、町民の皆さまへの周知や高齢者等のハイリスク者への個別の声掛けについての発表を行っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

その会議後、その他の市町村、企業のお話を聞いて、その後、取り組みの何か変化とかはありましたか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

他の市町村であったり企業者の取り組みを聞きながら、また、自分たちもどうしていくのかというところを考えるきっかけになったと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

考えるきっかけになったということですので、また積極的に働き掛けをお願いします。

4 番、当町でのクーリングシェルター、危険な暑さから避難できる施設等の指定促進と積極的な利用周知について、どのように行われていますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、クーリングシェルターの整備促進と積極的な利用周知はどのように行われているかのご質問にお答え致します。

令和6年4月1日より、熱中症対策の強化を盛り込んだ気候変動適応法が改正され、全面施行となりました。これにより、市町村は暑さをしのぐ場所として、指定暑熱避難施設、以下クーリングシェルターと言います、を指定することができることとなりました。

黒潮町では、役場施設やあったふれあいセンター、あかつき館などの図書館など、開館中であれば誰でも行くことができる施設があることから、これまでクーリングシェルターとしては指定しておりませんが、熱中症警戒情報、熱中症警戒アラートが熱中症の危険性に対する気付きを促すものとして活用されるのに対し、熱中症特別警戒情報、熱中症特別アラートは、普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性があり、より警戒が必要となることなどから、この熱中症特別警戒情報が発表された場合の避難場所として指定する必要性を感じていますので、今後、事業所等への説明を行い、同意が得られた場所をクーリングシェルターとして指定していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

今、課長の答弁にもありましたように、なかなか家では一人で生活してたりとかいうような場合に、電気がもったいないとか、暑さを感じにくいということで、エアコンの利用をされない方もおられると思います。

そういう方が、役場であるとかで、この黒潮町の役場にはお茶とか飲み物を飲む機械がありますけれども、隣の四万十市の役場にはそのようなものがないんですけれども、始終やってきてテレビを見たりとか、新聞を読んだりとか、碁を打ったりとか、いわゆる閉じこもり予防になってるような、お互いの安否確認ができるような、そういうふうな役割も果たしていますので、また今後、利用促進を進めていってほしいと思います。

5 番、移動が困難な高齢者等が自宅近くの馴染みのある集会所を利用することについて、考えを問います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは水野議員の、熱中症支援対策による高齢者等の集会所の利用についてのご質問にお願い致します。

各地区の集会所におきましては、町有の施設は、その維持管理運営を各地区組織に委ねているものであ

り、また、地区所有の施設も町有と同様に管理運営を地区自らが行っているもので、移動が困難な高齢者などが熱中症対策として自宅近くの馴染みのある集会所を利用するということにつきましても、各地区住民の要望などにより、各地区で個別に判断いただくものと考えます。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

この間、地震や台風等の避難のために、地域の集会所や施設で避難所が開設され、一人暮らしの高齢者等が不安を回避することができました。

長時間の歩行が困難な高齢者や障がい者、夏休みに自宅で留守番をする子どもたちにとって、自宅近くの馴染みのある集会所が利用できれば、お互いの見守りもでき、地域コミュニティーの面からも、安心、安全につながると思います。

集会所を開けるということは、誰かが管理に行かなければいけないということで困難というか、ちょっと大変な面もあると思いますが、地域、コミュニティーを進めていく。その中で、また住民主体となるような、いざというとき防災とかのときのためにお互いの助け合いっていうものにつながっていくと思いますので、今後また検討をお願いします。

以上で、質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、水野佐知君の一般質問を終わります。

この際、14 時 40 分まで休憩します。

休 憩 14 時 30 分

再 開 14 時 40 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山本牧夫君。

2 番（山本牧夫君）

8 月 7 日に、議員先進地行政視察を行い、島根県邑南町で脱炭素先行地域の研修を行ってきました。

邑南町の紹介をさせていただきますと、島根県中部の中山間地域にあり、盆地と里山に囲まれた、おしゃれで優雅な田舎空間をキャッチフレーズにした町であります。

平成 16 年に、羽須美村、瑞穂町、石見町の 3 町村が合併し、現在の人口は 9,552 人で、黒潮町とほぼ同じくらいであります。

ただ、面積が 419 方キロありまして、黒潮町の約 2.2 倍くらいあります。

一般会計は約 161 億円と、本町より相当大きいのはびっくりしました。これは、近年の公共投資、いわゆる小学校と病院の改築、道の駅整備、バスの直営を待っておりまして、こういうものに関連する事業が増加しているということでありました。

国保会計は 13 億、後期高齢は 4 億と、本町より相当低く、日本一の子育て村を目指して、公立邑智病院に 24 時間の救急受け付けと産婦人科、小児科が設置されているのには本当に素晴らしいことだと思いました。

この町は、車で松江まで2時間、広島まで1時間の位置にありまして、広島市を中心にした町外消費が大きいと聞いております。これを町内で消費に転換するには、一定の便利さの我慢ともの我慢、そして、中国電力に何となく払っている電気料金とエネルギーの消費の仕組みを見直して、年間で6ないし7億円のお金を町内で消費することできないかということも、考え方の基本であったようです。

脱炭素は目的にはなく、町が生き残るための手段として、邑南町で発電される電気を自ら使うという考え方に基づいて、電気料金が町内を還流し、経済を支える仕組みをつくる、これが基本理念のようです。

これで、本題に入りますけれども、邑南町が設立した、おおなんきらりエネルギー株式会社は、官と民を対等にするため、出資率を50パーセントずつとし、地域の企業や民間10社が出資し、地域全体で支える仕組みをつくっております。

黒潮町が出資して昨年設立した、くろしおエナジー株式会社は、基本的に町が51パーセントの株を持って、民間が49パーセント所有するという構図となっております。しかしながら、現状は、町が69.3パーセント、残りは民間1社のみで30.6パーセントの株を所有していることになっております。

各銀行等がこの会社の株式を持つことにより信用度も上がりますし、また、地域に根ざした事業とするためには、もう少し民間の参入を図るべきではないでしょうか。

これを問います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

山本牧夫議員の一般質問、昨年設立した地域新電力会社くろしおエナジーについて、金融機関等の民間事業者の参入を図るべきではないか、のご質問にお答え致します。

現在、町で進めております脱炭素先行地域事業において、地域新電力会社である、くろしおエナジー株式会社が事業を担うことは、町内の脱炭素化を推進するだけではなく、地域レジリエンスの向上や、これまで地域外に流出していたエネルギー経費を町内循環させることで地域経済活性化につながるなど、さまざまな好循環に寄与するものだと考えております。

また、当町のように、地域新電力会社を設立し地域脱炭素を進める手法は、視察をされた島根県邑南町や四国内の先行地域採択自治体でも同様で、国内の多くの自治体で進められております。このことは、地域脱炭素を進める自治体の共通の目的でもあります地域経済活性化や防災力の向上、ひいては、人口減少対策など、地方自治体が抱える地域課題の解決などに資するものであると考えております。

議員ご質問の地域新電力会社への出資につきましては、自治体出資の有無や出資割合など形態はさまざま、その状況により、自治体の関与の程度は異なるものだと考えております。

一方で、ご質問のとおり、金融機関や民間事業者などから出資をいただくことは、需要家に対する与信の面でも有効ですし、今後、町全体で地域脱炭素を進めていく上で大変意義あるものだと考えております。

脱炭素先行地域事業の計画提案時に、共同提案者としてご参画をいただいております金融機関とは、今後、出資に向けた協議を進めていく予定でございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

今の課長の答弁では、町内の金融機関等含めて出資に前向きに検討されるということですので、安心を

致しました。

これがですね、昨年5月に開催された、私はまあ議員なったばかりの新米でしたが、なかなかこれだけの資料見せられてびっくりしたことでしたが、5月9日に開催された臨時議会で、脱炭素先行地域の採択についての説明がありました。

このときの資料では、共同提案者として、四国銀行、高知銀行、幡多信用金庫、アドバンテック、京都大学防災研究所、SG グリーンエナジー株式会社、株式会社黒潮町缶詰製作所、一般社団法人黒潮町農業公社が名を連ね、地域と賛同を共にする会社、団体で構成された管理会社、いわゆるそのPPA事業者ですが、これで発足する計画とっておりました。

しかしながら、本年6月4日の議員全員協議会で、新たに設立された管理会社くろしおエナジー株式会社は、先ほど述べましたとおり、株主は黒潮町とKKアドバンテックの2社でありました。

これであまこの質問をさせてもらったわけですが、地域の企業や民間が参入することにより、黒潮町内での事業収入や配当が見込まれ、潤いも生じると思います。

また、ソーラーの制度や日本製か外国製のチェック、まあ外国製が悪いということではなくて、いろいろ電気調査で問題もあるようなところもあるようですので、そういうものを含めて、1社独占の方向とは違った部分でプラスに働くところもあると思われますので、ぜひ、民間株式の加算について努力してほしいと思います。

それでは、1の2の質問に移ります。

太陽光発電設備を普及していくには、公共施設や民間事業所はもちろんですが、個人の住宅等などの程度設置できるかが大きなポイントとなると思います。

PPA契約の内容と、設置するための条件は進んでいるかを問います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

山本牧夫議員の一般質問、脱炭素先行地域事業についてのカッコ2、太陽光発電の普及には個人住宅にどの程度設置できるかがポイントになるが、PPA契約の内容と設置条件は進んでいるかについてお答えを致します。

町内で排出される温室効果ガスのほとんどが、Co2、二酸化炭素が占めております。また、排出の要因はほとんどが電力由来のものになっております。このため、太陽光発電を主とした再生可能エネルギーを活用することが、Co2の排出抑制に効果的であると考えております。

議員ご質問のとおり、町全域で再生可能エネルギーへの転換を図るに当たっては、住民の皆さまが、気候変動や再生可能エネルギーについて正しく理解をし、お一人お一人の行動変容が重要であると考えております。

このため、昨年度より、脱炭素カルテ作成のための個別訪問を繰り返し行っており、直接コミュニケーションを取りながら、現状把握や疑問の解消、補助メニューのご案内、アフターフォローなど、地域脱炭素に係る総合的なソフト事業として進める中で、町全体での取り組みが推進できるものだと考えております。

加えて、現在は、個人住宅向けの太陽光発電設備導入補助事業の開始に向けた準備を行っているところでございます。

ご質問の、個人住宅等におけるPPA事業につきましても、再生可能エネルギー導入の一つの手法である

と認識をしておりますが、現在の脱炭素先行地域事業においては、設立した地域新電力会社である、くろしおエナジーの経営安定化や地域レジリエンス向上のために、まずは公共施設を中心に進めていく計画になっております。

また、PPA 事業ではございませんが、個人住宅向けの間接補助として、太陽光パネルや蓄電池の補助メニューもご用意する形で、近々事業開始になる予定でございます。

このため、まずは個人住宅への太陽光パネル設置補助事業を進めながら、脱炭素カルテ作成のための個別訪問を続け、意識改革、行動変容を促すとともに、PPA 事業や送配電網を活用した再生可能エネルギーの供給などについても並行して進めてまいります。

以上です。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2 番（山本牧夫君）

今の内容では、前にいただいた計画に基づいて着々と進んでいるようなところがありますので安心をしました。

ただですね、個人住宅への太陽光発電設備について、PPA、一般の方には分かりにくい言葉ですが、太陽光発電の第三者所有モデルということですかね。これは、自家消費してなんぼの世界だと思います。例えば、黒潮町に 50 歳以上の若い世代が定住して、新築等も含めまして、自分の持ち家があれば、屋根貸し太陽光発電は促進すると思います。

しかしながら、少子高齢化でこれだけ若年層がいない現状で、相当の困難性もあると思います。例えば、私のような年齢になりますと今から 20 年くらいの屋根付きを契約してもなかなかそれは、子どももこっちにおりませんし、その 20 年間の契約というのは厳しい条件になって、難しい困難性があります。

ほんで視察した邑南町はですね、個人の住宅等に設置する条件として、1 目として、工事とメンテの個人負担はなし。それから、設備は 20 年間町の所有物であり、電気は自家消費する。3 目として、町と個人で 20 年間の契約を行い、後継者不足や転出時には後継者の保証人を定め、途中解約はできない等の条件を設置して進めております。これはまあ素晴らしいことではありますが、残念ながら私のような年齢なるとそれが厳しいということがあります。

そういうことも含めてですね、課長を中心に研究されていると思いますけれども、黒潮町も既に船に乗っておりますので、先進地を参考にして取り組んでほしいと思います。

それから、まあついでですが、PPA 方式による個人住宅へのソーラー設置促進についてはですね、今は 1 社がやっておりますので、どちらか言うたら独占的なところがあると思いますが、できればですね、地元でこの工事の請負を希望する業者等に、まあ電気屋さん等が中心になるとと思いますが、そういう方に対して専門業者が研修を行って、一定のものを取得して合格した業者にはですね、工事を配分して発注する方式を検討すれば、なお地域も潤いますし、まして、今言うには大掛かりなまあ施設は別としまして、個人の住宅の屋根に付ける分についてはですね、このような方法を取っていただいたら相当地域が潤うと思いますが。

いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

先ほどの出資のお話と少しかぶってしまいますが、設立の目的としまして、エネルギーの地産地消というものを掲げております。

議員ご質問のとおり、そういった現場作業ですとか工事についても、町内事業者さんが担っていただくことができるということが大きな目標であると考えております。

分かりやすく言うと、耐震改修工事が始まったころと似てるのかなあというふうに思っております、もともとノウハウがやっばりないものですが、そういったものをある程度専門性の高い事業者さんにかかわっていただきながら、今後については、そういった現場作業ですとかノウハウも、地域として担って回していくと。そういうことが最終的な目標ではあると考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

去年から頂いた資料によりますと、この事業はまあ最高補助金が50億ですかね。

ですけれども、概算レベルの話ですけれども、工事費の総額が136億、交付金が約89億ぐらいと載っておりますので相当大きなお金になりますし、これをまあ消化するにはそれなりの体制と前向きな努力も必要だと思いますので、ぜひ、乗りかかった船ですので、頑張ってやってほしいと思います。

これで、私の質問は終わります。

それから、町長。

本当に、4年前に現職の町長が突然辞任されて、何の準備もなく町長になられて大変ご苦労も多かったと思いますが、4年間頑張ってください本当にありがとうございました。

これからいつとき羽を休めてですね、また充電されたら地域発展のために、またいろいろとご尽力してくれることを願っておりますので、よろしくお願いします。

ご苦労さんでございました。

これで、私の一般質問は終わります。

議長（中島一郎君）

これで、山本牧夫君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 57分